

271

74

家庭教育



始



1226-48

序

現今我が國の教育は之を歐米先進國に比すれば其の
 實質に於て未遙かに遜色あるは免れぬ有様であるけ
 れども、維新以來の短時期に於て長足の進歩をなした
 ることは實に驚くべきものがある。中にも學校教育の
 施設と其の實務とは頗る善美の域に達したる様では
 あるが、併し未だまだ何處にか大なる欠陥の存在する

序

大正
 9.16

内交

様に感ぜらるゝのである。我が学校教育は餘り劃一に過ぎはしまいか、千遍一律ではあるまいか。餘りダース的教育に流れはしまいか、生徒の訓育力は果して徹底して居るであらうか。兎に角此等の諸點に關する注意施設と云ふものが今一層考究せられねばならぬ所の問題として残つて居るのである。

翻て社會教育の方面を見ても、通俗教育や通俗講演や地方青年團等の施設が施行せられたのではあるが、併

し是等は畢竟教育上幾何の効果を收め得らるべきものであらうか。

要するに、学校教育と云ふも、社會教育と云ふも、其の對象物目的物は、皆家庭と云へる搖籃たり源泉たる所より出でたる兒童其のものである。其れ故に、若しも此の搖籃たる家庭其のものが非教育的であり、源泉たる家庭其のものにして濁れるものであつたならば、学校教育や、社會教育否其等末流の教育が如何に整備され居

るも、餘り多くの効果を期待する譯に行かない。現時教育上特に訓育の方面殊に又青年の訓育が擧らぬのは、即ち此の家庭教育の方面を閑却したるより起つたものではあるまいか。

蓋し近時新工業の勃興生産上の變動より家庭の生活状態に變動を及し、家庭の教育力が殺がれ、家庭の薰化力が薄弱に成り來つたのであるが、之を此のまゝに放任する時は、其の勢の赴く所實に寒心に堪へぬことと

ある。

其れで、此の書は家庭の父母特に將來母となるべき高等女學校生徒の、一通り教育科の大意を學習したるものに對して、更に家庭教育の仕事を多少理論的に知らしめんが爲に編述したるものである、尤も少しく理窟に偏したる様に思はるゝが、子供の家庭に於ける養育上の取扱に關する實際的技術的に屬することは、家事科等に於ても授けらるゝことであるから、此の書には

此等技術上のことを省き、女學生をして家庭教育の目的性質及其他の理論上のことを覺らしめ、子供の養に對して自覺的に處理するにつき資する處あらしめんとしたるものである。大方の君子叱正を賜らば幸之に過ぐるものはない。

編者識

家庭教育

目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第一章 | 家庭教育の意義及必要(附母の任務)…………… | 一 |
| 第二章 | 家庭教育研究の必要…………… | 四 |
| 第三章 | 家庭教育の特質…………… | 七 |
| 第四章 | 我が國の家庭の組織…………… | 二二 |
| 第五章 | 家庭の組織上の要件…………… | 一四 |
| 第六章 | 家庭教育の時期…………… | 一九 |
| 第七章 | 家庭教育の作用…………… | 一四 |

目

次

第八章 家庭に於ける養育……………二七

第九章 養育の方法……………三一

- 一、營養
- 二、呼吸
- 三、皮膚
- 四、排泄
- 五、運動

第十章 家庭に於ける知育……………四八

- 一、言語の教授
- 二、兒童の發する疑問の處置
- 三、兒童の學業成績に對する處置
- 四、家庭に於ける學習

- (1) 復習
- (2) 豫習
- (3) 教科以外の學習
- (4) 家庭の讀物

五、遊戯及玩具

10 第十一章 家庭訓育の中心……………七九

第十二章 家庭に於て養成すべき良習慣……………八三

- 一、從順の習慣
- 二、正直の習慣(虚偽の防遏)
- 三、節制の習慣(輕躁の防遏)
- 四、禮節の習慣
- 五、清潔の習慣
- 六、規律の習慣
- 七、作業の習慣

第十三章 家庭に於ける訓育手段……………一〇七

- 一、命令及(禁止)
- 二、許否
- 三、訓戒
- 四、監督
- 五、模範(示例)
- 六、賞罰

第十四章 家庭と學校との聯絡……………一二九

家庭教育

目次終

家庭教育

渡會連藏著

第一章 家庭教育の意義及必要（附母の任務）

家庭教育とは何ぞや。曰はく家庭に行はるゝ教育である。然らば教育とは何ぞや。曰はく成人が未成人を導き以て社會國家に對して役立つ可き様に、其の心身の發達練磨をなさしむる仕事である。其故に家庭教育とは家族中の長者（父母兄弟等）が其の幼者（子弟）を扶助誘導して、將來世に處し役立ち得る様に心身を發達せしむる仕事であると云ふのである。

る。凡そ子供の生るゝや、誰か家庭のものたらざらんや、極めて特別のものを除き、已に家庭のものたる以上は、其の家庭の家風習慣が其の子供の心に對して最初の印象を與へ、且つ最深く長き感化を與ふるものなることは勿論である。特に其の幼少の際には心身未だ薄弱にして、僅少の事も影響する處大なるものがある。加之ならず、子供が此處にて各種の習慣を定められ、其を根柢として従來の發達が出来るものであつて、家庭の教育は實に子供の一生の教育の基礎を成すものである。此の如く、家庭間の動作習慣が子供に影響すること大なるを知るに於ては、吾人は決して之を自然の状態に放置することを許す可きでない。必ずや、其の動作なり習慣なりを教育的のものとなし、成案的のものとなして以て其の影響を良好なるものとなし、顯著なるものとなさんこ

とを企圖せざる可らざる譯である。是即ち家庭教育の忽にす可らざる所以である。

然り而して、家庭の教育者たるものが此の重大なる教育の効果を擧げ以て其の任務を果さんとするには如何す可きかと云ふに、子供の爲には自己を犠牲にするの覺悟を要することである。犠牲は實に教育の効果を擧ぐる元素である。而して家庭の教育者たる兩親は、此の自己を犠牲にするに最都合好き事情が存して居る。其は親の愛である。兩親は此の本能のあるが爲に子供の爲に自己を犠牲にすることは甚難しとしない。而かも兩親の中此の務は主として母の當るべきものである。母は主婦として家を始め、其の感化が其の子供の習慣及び發達に對して、確然たる價值を與ふることは何人も疑ないことである。嗚呼女子(否母)の

任務は偉大なる哉。

第二章 家庭教育研究の必要

家庭教育の必要なることは前述の如くである。而るに實際家庭の父母たるものが、此の重大なる教育を施すに方りて、何の研究自得する處なく、只漫然と施すのと、其の反對に能く家庭教育の理論方法を攻究し十分なる自覺を以て施すのとは、其の効果を擧ぐる上に於て雲壤の差があるのである。尤父母自身か、子供の時より家庭にありて、其の父母の弟妹を教育するを見聞し又手傳等をなして、自然に自得して居ることが多いのであるから、殊更に研究せずとも、何れの父母も家庭教育に關して全く無知であるとは云へない。併し家庭教育の重大なる任務を盡さ

んとするには、斯かる自然の自得のみでは不安心である。況んや人を教育することは他の仕事と違ひ、一度仕損ずることがあれば、最早恢復すべからざることが起るものなるに於てをやであつて、我意我流即ち自己の経験のみで度々失敗を重ねるが如きことありては、到底教育の良結果を收むることを得ぬものである。其故に、古來他人の教育に關する經驗苦心の跡を究め、十分なる研究を積み、一度と雖失敗を來さぬ様に心掛くるを要する所以である。

翻て思ふに家庭の生活は、愛を根本として居る。此の愛の精神を取り去つたならば、家庭の感化及其の訓育は、其の效果を見る事が出來ぬ。然るに多くの家庭の中には、兩親は其の生活上の業務に忙はしく、爲に其の子女の教育には十分なる注意を拂ふ暇なく、又親子間の愛の感應は

其の機會を缺くことが多い。従て父母が其の子供に與ふる感化訓育も、大に其の効果を減するに至るのである。

此の如く、父母の其の子供に對する教化の機會の減少したればとて、之を其のまゝに放置する譯に行かない。特に又子供が學校教育(特に中等以上の教育)を受くるに至りては、世間の父母は、其の子供に對して全然其の薰陶心を放棄して顧みぬものが無いではない。是亦父母たるものが其の義務を盡したるものと云へぬ。

思ふに、父母が其の子供を教育する機會が少く其の教化力の薄弱なるに從て、益々茲に家庭教育研究の必要が生ずる所であると思ふ。即ち如何にして此の僅少なる機會を巧みに利用して、其の教化力の効果を顯著ならしむべきか、將又子供が學校教育を受くるに至りては、或一面に

は父母の教育程度は却て其の子弟よりも劣ることがある。換言せば其の教育力が薄弱となるに至るとするも、其は只單に或知識の上のみであつて、他の多くの方面には未だ々々父母の監督を要し教化の必要があるであらうと思ふ。其れは果して如何なる點であるか、如何にして之等の點を定むべきか、要するに家庭教育の領域は如何、其の性質仕事は如何、其の領域と學校教育の領域とは何邊に於て界せるか、此等を研究することが教育上最必要なることであらうと思ふ。是即ち家庭教育研究の必要なる所以である。

第三章 家庭教育の特質

家庭教育の效力を絶對に主張する論者(ルウソウ)の如きの曰ふのは、

人は各其の特性を發揮するの必要がある故之を共同的の教育所(學校の如き)に於て教育するは不利益である。必ずや個人々々の教育に依らねばならぬと云ふのである。言ふ心は人を教育するに、餘り束縛をなし矯飾り加へ細工をなすに於ては、心身を萎縮せしめ完全なる發達を遂げ得ぬものである。偉大なる人格深くして強き人間と成り得ざるものである。寧ろ之を自然の發達に委せ自由なる活動の餘地を與へて十分なる個人の特性を發揮せしむる必要がある。其れには家庭教育に依らねばならぬと云ふことである。

凡そ人間が社會生活を營むに、一面には各其の主義節操を強固に有たねばならぬことは勿論であるが、抑々此の主義節操は、各人の特性を固持すると云ふことより流出するものである。而して此の特性の教養發

揮は共同的教育には多く望まれぬことであつて、個人々々の教育即ち家庭教育の長所とする處であるのである。何故なれば、各家庭と云ふものは各種各様の特別なる事情の下に成り立て居る。従て此處に教育せらるゝ子供も、自然其の特性を發揮するに都合好いのであつて、主義節操を固執するの精神を養ふに都合好い譯である。

其の外又各人間の品性を陶冶するには、各人の個性を觀察して之に適合する所の教養法を施さねばならぬ。家庭の父母、教育者たるものは、即ち此の各人の個性を觀察するに最好適なる位置にあるのである。加之らず、家庭に於ては各人遠慮なく其の個性を發表し、言語舉動に矯飾する所なく陰蔽する所なく、充分其の特色を發表して憚る處ないのである。従て家庭の父母は、其の子供に對して適切なる觀察と教養とを施す

に最良の位置にあるのであつて、其れが家庭教育の最長所とする所である。

然れども、翻て他の一面を考ふるに、家庭教育のみにては完全なる人格を造るに難いのである。人は各特性を固持すると同時に、他と共同すること、犠牲になること、他に推譲する等の精神を要するは勿論である。故に家庭のみにて永く育ちて共同教育に依らざる子供は、公共心、犠牲心等に乏しく、遂には社會生活を遂ぐるに困難を感ずる譯である。蓋し家庭に於ては、父子兄弟皆多くは情愛の間に生活するを以て、其の禍失は多く寛容せられ、其の我意の多くは通過するを常とするので、従て規律的動作の養成に適せずして、頑固執拗等の性質を助長するの弊なしとしない。其れ故か、る家庭のみの強き感化を受けたる子供が、將

來社會的生活の激甚なる波濤に乗り出づるには甚危険を感ずるのである。即ち家庭教育のみでは、其の子供は餘り温情我儘の間に生長するのであるから、斯かる子供が、其れより直ちに法律規則習慣等を各個人に要求する所の社會、冷酷なる而かも生存競争の激しき社會に乗り出てなれば、忽ち四方に衝突して社會に容れられず、遂に失敗に終る様なことになるが多いことであらうと思ふ。之に反して、共同的教育所に於ては、失策は冷笑され、圭角あるものは嫌はれ、規則習慣を破つたものは咎められ、我意は通過せられず、従て共同博愛規律圓滿等の精神を養ふに足るので、將來の社會生活の準備として好適な譯である。是即ち家庭生活のみでは、人格の全體を造り得られないので、是非學校教育が其處に必要なやつて來るのである。

●第四章 我が國の家庭の組織

我が國の道德習慣上より觀察するに、我が家族主義は親子の關係を基本としたのである。親子の關係が延びて祖先の關係となり、茲に祖先主義とも云ふのである。即ち一家は親子を基本とし従て親權を重んじ、其の家族は皆此の親權に服従すべき習慣となつて居るのである。而して親は又其の子を教養するのであるが、其は單に其の子の幸福若くは自己の幸福の爲のみではない。實に祖先に對する義務一家の繁榮を計るが爲めの義務として其の子を教養することになるのである。其の子亦自己の幸福を進むる義務あるのみならず、其の父母兄弟と喜憂を共にし、祖先に對する觀念、一家繁榮の觀念によりて其の行動を支配さるゝ

のである。畏くも勅語に「祖先の遺風を顯彰するに足らん」とあるのは此の事である。其處で家族は大抵一家に共同に生活するのみならず、場合に依りては一家族は數多の夫婦を以て成り立つこともある。時には其の家族員の中には、一たび他家に入りたるものが或は其の配偶を失ひ、或は之に別れて再び原家族に復歸したるものもある。其の内部を見るときは、其の間の關係頗る複雑なることがある。是が即ち我が國家主義の特色であつて、子供が家族の間に在りては、即ち此の如く複雑なる事情の間に生長するのである。従て我が家庭教育なるものは、即ち此の如き複雑なる間に施さるゝものであるから、之を歐米の家庭教育に比して一種特異の性質を有するので、而かも研究を要すること一層大なる所以である。

第五章 家庭の組織上の要件

家庭は一方には身分的要件より成立すると共に、他方には精神的要件より成り立て居る。今此の中につき、精神的の要件につきて述べて見やう。

第一、家庭は愛情を本として其の生活は和樂温和を以て根本とする。若し家庭内が朝夕理屈と議論とを闘はし、嚴肅殺伐寂寥なる状態であつたならば、家庭生活の第一義を失つたものである。何故ならば、家庭は人の最大なる慰安所最大なる休息所と見る可きである。家庭の一員が社會の激浪中に於て奮闘苦戦したる場合に於て其の慰安は家庭に求むべきである。此處にて休息すべきである。若し此の慰安所休息所か無

かつたならば、人生の最大活動も出来ないのである。是即ち家庭は温和情愛を以て維持すべきであつて、親子兄弟の間理屈と議論とでは成り立たぬのである。

第二、家庭は圓滿なることを要する。抑家庭は社會の最單位であるが、矢張り個人の集りであるから、若し其の各個人が各其の有する所の「我」を主張することならば、一家は成り立たない。苟くも一家の成立につき、ては各人各推讓犠牲の精神を要する。特に家庭内にある家族は、朝夕相接し、起居動作常に相接觸し、殆んど陰蔽する所がない。且又我が家庭の組織は、前述の如く家族關係が複雑であるから、此の推讓の精神は最必要條件である。此の精神あつて始めて圓滿の生活を遂ぐる事が出来るのである。

第三、家族は推譲にして圓滿を保つと共に各其の分限を守りて各自の任務を盡すことが大切である。即ち家長なり其の家族なり、將又親子兄弟各分に應じ責任を自覺し其の任を完うすることに依て初めて家庭が都合好く存在し得るのである。各自が若し互に逃避し又相互の分限が無差別であるならば到底家庭の存在を完ふすることが出来ぬ。親の爲すこと、子の爲すこと、は混同してはならぬ。夫の爲すこと、婦の爲すこと其れ々々一定の分限がある。其の分限内に於ては充分責任を負うて、各自の務めを遂行するの精神が必要である。

第四、家庭生活の中心は愛情であるが併し其れのみでは充分でない。温乎たる愛情の中にも確固たる規律のあり、引きしまりたる家庭とならなければならぬ。其れには愛情ばかりでなく、意志の力の行はるゝこ

とも必要である。意志力の行はれざる家庭の子供は、一般に氣儘なる不規律のものとなるが通例である。故に只情合の温かなるばかりでなく、意志力に依る處の嚴格なる威權の行はるゝ家庭とならなければならぬ。而るに我が國の家庭では昔時特に武士の家庭では、情愛は勿論意志の方面即ち權威の方面も具はつたものであつたから、子供はしまりのある感化を受けたのであるが、今日の家庭は一般に餘り情的で權威が足りない。昔は幼少の時より孝經等の書を讀まして、親の權威を幼少の時より吹き込んだのであるが、今日親子の間は殆んど權威を失つてゐるのが多い。意志の力が足りないのが多い。従て嚴然たる家風が成り立たない様に思はるゝ。故に此等の家庭の子供は、餘り腕白氣儘で、浮薄輕佻の風を帯びて居る傾がある。中學生の騒動を起す等も、此等の威權

に缺乏せる家庭に育ちたる學生が本となる様である。其れ故に今後の家庭に於ては、意志の方面によりて一層深く子供の生活を整理し、彼等をして權威に服従せしむる精神を養成することが肝要である。

第五、最後に家庭は理想あり趣味ある處たらねばならぬ。家庭は血族的團體たると同時に精神的集合であるから、一定の理想によりて生活することが大切である。理想無きは他の動物と選ぶ處ないのである。家庭の動作に於て、其の思想に於て其の職業に於て一定の理想あることを要する。家風、家憲等も之より出来る譯である。

家庭は又、趣味に富むことを要する。或は文學藝術に、或は音樂園藝其の他の趣味風情あることを要する。只生活上のことのみ吸々としては、人生の眞味がないものである。趣味無き家庭は乾燥無味殺風景の場所

となるのである。

第六章 家庭教育の時期

抑家庭教育は人の最初に受くる處の教育であつて、其の他の凡ての教育は皆此の教育の上に築き上げらるべきものなれば、實に家庭教育は他の總ての教育の基礎教育とも稱すべきものである。而して此の家庭教育が子供に對して其の効力を及すの程度は、一方には所謂一般教育力の限界によりて其の制限を受けるが、尙他方には其の領域が學校教育の領域に譲らなければならぬ處があるのであるから、家庭教育の効力を現はす時期は、子供の出生より普通教育を終る迄の期間であつて、専門教育を受くる時期に至らば大に其の効力を減するのである。畢竟

男子では小學校卒業後尙引續き學校教育を受くる者なら、中學校を卒業する頃迄である。又小學校で學校教育を終るものなら、徵兵適齡の頃迄と見る可く、女子ならば高等女學校卒業頃迄か若くは嫁期迄と見る可きである。

然れども家庭教育の効力の最大なる時期は、小學校入學前であつて、此の期間は殆んど家庭教育を以て全部を成せるものと云ふ可きである。今其の全期間を分ちて心身發育の大要を説きて見やう。

一、幼稚期、出生より六歳迄であるが更に之を前期(出生—三歳)と後期(三歳—六歳)とに分けることが出来る。

此の時期は身體は未薄弱であり、外界の刺戟に抵抗する力も弱い。死亡率も最も多いのであつて最保育を要すべき時期である。

次に精神上特に品性の上から見ても、此の時の躰方如何によりて習慣上に大なる影響を及すものである。三つ子の魂百迄と云ひし如く其の軟弱なる精神其の大なる模倣力は將來の習慣に取りて最大なる印象を與ふるものである。特に其の後期に至つては、外部の賞讃非難を感受する様になるのである。

又、思想の上から見ても、其の感覺器官の發達の速やかなる、其の觀察力の發育の速かなる、著しきものがあつて、好奇心を起し、物語を楽しむ様になるのであるから、此の時期の教育の注意如何に依て將來の發達に大關係をなすのである。子供であるからとて決して放任してはならぬ。

二、兒童期、六歳より十四歳迄である。之を分ちて前期(六歳—十歳)と後期(十歳—十四歳)とする。前期には感覺知覺等は正確且完備して來る。想

像も盛んになり、相當に主觀的になり、未見ざるもの或は聞かざるものをも曾て見たる物聞いた物に依る想像に因て類推する様になる。又機械的記憶も出で概念も出て來る男女の趣味が分れて來る様になる。後期になつては理解力が出て來、思考作用も出て來る。記憶想像も合理的となり、名譽心虚榮心も發達し、始め男女の特性が愈明らかになる。特に此の時期は就學時期であるにより、注意すべきことが多々あるのである。然るに世には就學時期となり、學校に這入る様になれば、子供の教育をば放任して顧みないものが無いではない。學校に居るのは一日中時間が少く、家庭に居る方が多いのを見ても、家庭教育を忽にすべからざることが分る。日々の豫習復習等は常に學校と連絡を保ちて、學校教育の効果を全からしむことを勉む可きである。

三、青年期 十四歳より二十歳迄である。此の時期は精神身體上の一大變革の時期である。思想上一時不定動搖の状態となる。感情が高まり、感情上の理想的支配を受くる様になる。男女の本性は益々表はれて來る。而るに此の時期には世の父兄、一般に子供を大人視し過ぎて放任する傾きがある。大なる誤りである。特に此の時期は思想上不定動搖の時期であるが、又此の時期に一度確立された氣質は、其の人の終生を支配するものである。又性欲發動し誘惑に陥り迷信に入り易い時期である。により、家庭に於て充分注意監督を要するのである。然し此の時期の終りには獨立の人間となるのであるから、漸次本人の意見を主として、父母は只其の大體の指導を示すに止まるが必要である。

以上は大體一通りのことを述べたのであるが、實際に當りては色々の

事情を考へて、適切なる指導をなすことが肝要である。

第七章 家庭教育の作用

歴史上原始時代に於て、人間の家庭を造る動機を考ふるに、兒を生み之を育てんが爲である。此の時に方りて家庭教育の務めは専ら幼兒の養育である。然るに人文進みて社會的生活をなすに及んでは、其の子供に對しても社會的生活の準備として、養育以外に種々の作用を施さなければならぬ様になる。即ち子供が將來社會に出て生活をなすに必要な諸種の徳性を有することが必要であるが爲に茲に亦家庭に於ては徳性涵養即ち訓育の必要を生じたる所以である。

此と同時に人知進歩し、人類の生存競争の烈しくなるに従ひ、人々一定

の職業を守り、他人と競争の位置に立ちて、自己の生活を維持しなければならぬ様になる。即ち知識技能の必要が起て來たのである。而るに、此の知識技能の教育は、徳性涵養身體養育の一部も、特別の設備をなし、特別の教育的技能を有する人に托するにあらざれば、其の十分なる發達が期し難いのであつて、到底家庭のみでは成し遂ぐる譯に行かない。即ち此は専ら學校教育の任務に譲らなければならぬのである。が、然し家庭に於ても此の點に關し注意する必要あるは勿論である。即ち家庭は學校を助けて其の補助的の任務を成し遂ぐることを要するのである。是に由て之を觀れば、家庭に於ける教育の作用は、矢張り養育、訓育、知育の三作用を含むのであるが、中につき、知育即ち知識技能を授くる仕事は主として學校に行はれ、養育と訓育とは主として家庭の職

分であると云ひ得るのである。

借又以上三作用と家庭教育の時期との關係につきて考へ見れば幼稚期に於ける子供は、心身未薄弱であるから専ら養育の時期である。特に此の期は、將來學校教育に於ける各種の陶冶を受くるに足る可き基礎即ち身體の養護を勉めなければならぬのである。而して心意の訓練は、未系統的の養成をなすべきでないが、而し簡單なる話し方を練り、直観を練習し説話を授けて心意の發達を助け學校教育の準備をなすべきである。

子供が漸く生長して、兒童期や青年期即ち學校期に達すれば、知能的教授の大部分と、身體の養護と訓練の一部も此處に行はるゝのであるが、家庭に於ても此の期間に於ては學校教育の補助的補遺的の仕事を行

すことが肝要である。即ちよく學校教育と家庭教育との範圍領分を辨へて、學校にて學びたる課業や、其の他の知能の教授に關しては學校を本位として家庭に於ては只其の復習演習等をなすに止めるのであつて、訓育の方面や養育の方面は學校の仕事と相俟ちて共同一致して施さねばならぬ。特に此の期の家庭教育上の訓育、即ち道德的教化は、子供の將來の運命に對して重大なる影響を及すものであつて、最注意を要すべき時期である。

第八章 家庭に於ける養育

古語に曰はく、「健全なる精神は健康なる身體に宿る」と、身體が健康でなければ、我々が如何に精神上重要なる知識徳性を蓄て居つても、之を充

分活かせ、又之を外に向て發表することが出来ぬ。つまり折角の玉を懷ても之を裏て置く様なものである。又精神が健全で克己の精神の人でなければ衛生的の原則を守り、身體の壯健を保持し敏活なる動作をなすことが出来ぬ。故に「健康なる身體は健全なる精神より成る」と云つても宜いのである。

畢竟此處に健康と云ふことは、詳かに曰へば、其の身體の活きが障礙なく、體力があり敏捷にして耐久力に富み、又體の各部の機能が均齊に發育したることである。而して此の健康を増進するには、養護と鍛練との二つの方法が必要である。養護とは、生理的衛生的の法則に依りて主として身體の健康を保持することである。鍛練とは、精神的方法とも云ふべく、意志を本として、克己忍耐の力に依りて、身體を慣らし練り鍛へる

ことで、つまり體力を増進し、體の各部の機能を發達せしめ、其の活動を敏活ならしめ耐久持續力をつくることである。

明治三十一年に於ける各年齢に就ての死亡數(日本人)

| | | | |
|------|--------|-------|------|
| 〇—一歳 | 一七四、四% | 一—一二歳 | 四、〇% |
| 一—二 | 四七、八 | 一—一三 | 三、九 |
| 二—三 | 三一、〇 | 一—一四 | 四、二 |
| 三—四 | 一九、五 | 一—一五 | 四、七 |
| 四—五 | 一三、七 | 一—一六 | 五、二 |
| 五—六 | 九、八 | 一—一七 | 六、四 |
| 六—七 | 六、八 | 一—一八 | 六、四 |
| 七—八 | 五、九 | 一—一九 | 七、三 |

| | | | | |
|------|----|-----|----|----|
| 八一九 | 四八 | 一九一 | 二〇 | 七九 |
| 九一〇 | 四五 | 二〇一 | 二一 | 七九 |
| 一〇一一 | 四二 | 二一一 | 二二 | 八四 |

そこで此の二つの方法即ち生理衛生を重んずる方法と精神力を重んずる方面とは相関係して一方を缺くことが出来ないが、而かし成る可く精神力が主宰なる様に仕向けなければならぬ。即ち克己忍耐の精神を基本として而して又生理衛生の理論を應用して、身體の健康を保つ様にしなければならぬ。からだの持つ様は心一つと云ひ、百病も氣より起ると云ふ俚言の如く、少しく非衛生的非生理的の事柄でも、精神力にて之に打ち勝ち、此を毫も意に介せざる程の習慣を養はねばならぬ。併し、此の養護と鍛練とは子供の年齢に應じて輕重取捨を要する譯で、鍛

練は主として成長の後に多く用ふべきであるが、幼少の際には養護を主としなければならぬ。ことは、幼兒の死亡率表を見ても、分ることである。

第九章 養育の方法

一、營養 營養物中子供の最初に必要なるは勿論人乳である。特に母乳は自然的に其の子供の身體に適する様になつて居る。即ち子供の自然的滋養物である。而して、此を子供に與ふるに就ては、時間を計り分量を計りて與ふることが肝要である。若し其の規りが亂れたならば、生兒は忽ち反應を起し胃腸を傷くることになるから、注意すべきである。若し母乳の性質が、母體の體質によりて害を其の子に及す様の性質で

あるとか、或は母乳の缺乏せる場合には牛乳其の他の代用物を用ひなければならぬが、皆生理衛生の原則に據りて與ふるの外はないのである。又我國の習慣では生後三年間も四年間も子供の望む間は、母乳を與ふる様であるが、之は母親の爲には宜しくない。約二年間位で切り上げて宜しい。

生兒は二ヶ月の終りより唾腺は漸次其の作用を進め、約七ヶ月にして新齒を生じ、一ヶ年後には消化の機關漸く整て來る。此の時に至りて普通の米粥を與へて宜しく、二年位には普通の食物を與へて好いのである。普通の食物を與ふるには、其の品質の選擇は勿論必要であるが、尙又滋養に富み消化し易きもの、温度の適度のもの、分量の適度等につきて注意すべきである。而して此れ等は子供の年齢、其の活動の状態四季の

期節、體質の如何等に依て加減を要する。子供は却りて其の食物の分量を自然的に告ぐるものである。通常は其の食欲の飽く迄與へて宜しいが、其の他の嗜好品は食欲に一任してはならぬ。又我が國の食物は一般に餘り流動物を用ゐ過ぎる様であるから、此等も制限しなければならぬ。年齢の進むに従ひ、兒童期の終りよりは、常用の食物は時に満腹せしめ、時々少食にも慣れしめて胃腸を鍛練することが必要である。日常三食の中一食は少量を與ふることが宜しい。子供は又三食の外時には間食を許して差支ない。

食事の間隙は、正しく規定あらしむるは、身體養護の爲のみならず、規律の習慣を食ふ上にも必要であるが、若しも胃腸を害し或は大食したる後等は、必ずしも規定の食事の時間が來りたりとて、必ず食事せしめな

ければならぬ譯ではなく、寧ろ長く時間を隔て、空腹に至るの時間を待ちて與ふべきである。其の爲に或は一食を省くことも善いのである。兎に角、空腹にして食欲を感ずるを度として與ふべきである。

食事の時間は、我が國人の習慣は餘り速かな様である。適度の咀嚼時間を與ふる必要がある。又食事中は喧騒せず、其の前後には心身上の激しき活動を避け、又時間中は特更に談話の必要もない。平和にして且適當なる咀嚼を爲さしむることが必要である。又子供と云つても矢張り適度の調理法を施すことを要する。又食物の配合等も必要である。

一體、飲食の欲は人の自然であつて、如何ともすべからざるものである。が然し人間は何事に依らず、單に自己の欲するが儘に之を満足せしむることは、人の品格上から見ても宜しくない。飲食は特に其の慾を制限

する處がないならば、常に身體を害することあるのみならず、精神上品性上にも有害である。子供の時に於ける飲食欲に對する制欲の習慣がなかつたならば、後には卑しむ可き悪習慣となるのであるから、相應の節制禁欲も必要なことである。

二、呼吸　人は食物を選択することには相當に注意すれども、空氣の選擇には餘り注意することをしない。新鮮なる空氣の必要なるは、營養分に富める空氣の必要なると差はない。空氣殊に其の中に含有する酸素は呼吸作用によりて體內に入り、營養素並に身體を構成する物質の酸化的分解を營み活力を生ずるものである。其の他空氣中の成分及混入物には特別に用を爲さぬか或は却て有害なるものがある。特に炭酸の多量に含有する空氣は頭痛眩暈嘔吐を起すものである。室内の空氣

は炭酸量一%以上に至るを不良とし室外にては〇.五%以上に達するを以て不良とする。炭酸其のものは大なる影響を與ふるに非ずして同時に發生する物質によりて健康を害ふものである。其の他混入物の塵埃は主として器械的に呼吸器に障害を及し細菌は時に毒性を有して傳染病の媒介をなすものである。故に空氣の清淨を保つことは養護上最大切なることである。それには換氣を必要とする。換氣の方法には自然換氣と人工換氣とある。我國の家屋の構造は西洋の家屋に比して換氣には宜い様であるが、併し又寒暖の變化乾濕の變化に影響され易い欠點がある。又此の變化に影響され易い點が或は反りて自然的鍛練の功能があると思ふのである。幼兒の時には成る可く此の變化に影響されることを防ぎ、成長してよりは此の變化を何とも思はず漸次鍛練せしむることが必要である。

我が國の疊は塵埃を含み不潔の基たる。欠點がある成る可く清潔を保ちて塵埃を防ぐことを要する。つまり、幼少の時には成る可く衛生的の原則を守らなければならぬが、呼吸機關の整備するに従て、塵埃や煙霧の中にも生活し得る様に鍛練せねばならぬ。又深呼吸の獎勵腹式呼吸の獎勵等も宜いことである。

三 皮膚 皮膚は體内の老廢物を排泄して血液を清潔にし、身體の外部を蔽ひて外氣に對して體温を保護し、或は感覺の機關となる。又一種の呼吸作用を營むものであるから、皮膚の養生の良否は直ちに全身の健康に影響するものである。夫れ故に此が養護鍛練は極めて肝要なることである。而して其の方法としては、衣服を適當ならしむること、沐浴拂

拭等をなすことである。

(1) 衣服 衣服の養護上主要なる目的は、身體をして氣候(氣温、濕氣)の變化に對して適應せしめて、體温を調節することである。故に氣候の變化によりて衣服の加減を要するは勿論であるが、又人の健康年齢の如何に依りて其の趣を異にしなければならぬ。そこで世人は、只氣温に對してのみ衣服を加減することを知れども、濕氣に對しては餘り注意せぬ様であるが、是亦氣温同様衣服の加減をなすことに注意すべきである。布片の保温力(金屬製圓筒内に湯を入れ寒暖計を挿み周圍を試験せんとする布片を以て包み一時間に湯の温度の下降する度を比較したるもの)を參考の爲左に示す(横手博士衛生學講義に依る)

品名

下降度(四十分間にて)

| | | | |
|--------|----|----|-------|
| 麻 | 一重 | 攝氏 | 九、八度 |
| 絹 | 一重 | 同 | 九、四度 |
| 「フラネル」 | 一重 | 同 | 八、三三度 |
| 麻 | 二重 | 同 | 九、四度 |
| 絹 | 二重 | 同 | 九、〇八度 |
| 「フラネル」 | 二重 | 同 | 七、二五度 |

衣服の加減は如何にすべきかと云ふに、一、衣服を重ぬることの多少。二、其の品質(夏の麻布、冬の綿、毛織物を用うるが如き)三、其の色澤(即ち縞柄、色合を選ぶにある。其の他尙左の數件の如きは注意すべきことである。
 (い)寛濶なるを要す、身體に對して狭窄なるものは、身體の機關を壓迫して其の發育を妨げ、又運動動作を妨ぐるものである。特に女子は帶

緒を強く結ぶが爲に、胸部腹部を壓して其の發育を妨ぐるのみならず、時としては腦貧血を起すことの多きは此が爲であるとの説がある。注意すべきことである。

(ろ)清潔なるを要す。衣服を清潔にせざる可らざることは無論であるが、又濕りたる衣服を着用させぬ様注意すべきである。特に肌着襪褌の如きは最清潔と乾燥とに注意すべきである。

(は)分量に注意するを要す。両親は子供を大切にするの餘り、衣服の厚着に過ぐるが爲、却りて其の皮膚を軟弱にし、延いて身體を薄弱ならしむるの弊なしとしない。勿論子供の皮膚は極めて軟弱なるもの故に相當に保護しなければならぬが、併し鍛練の方面より見れば、出来る丈外氣に對して抵抗力をつけることが必要であるから、子供の身

體に堪ゆる範圍に於て、成る可く薄着の習慣をつくることが肝要である。

衣服の外首卷ツボン下、足袋、外套等を養護の方面よりのみならず、又鍛練の方面よりも見て加減することが大切である。

(2)沐浴 子供が生後三、四ヶ月は成る可く毎日入浴せしめなければならぬ。其の後は夏日の外は毎日の入浴を要しない。一週二回位で宜い。湯の温度は熱冷に過ぐることなく、適度を要する。特に子供は、温熱に過ぎぬ様に注意すべきである。我が國の浴湯は熱きに失する。通常攝氏三十八度乃至四十五度を適度とする。冷水浴も亦身體を強くするの功がある。攝氏二十二度乃至三十度を適度とする。此は皮膚に寒冷を與へ呼吸を深くし、心臟の活動を強くし、身體の鍛練に功がある。其の他冷水摩擦

も有効である。

浴は温度によりて之を四に別つ(横手博士衛生學講義)

一、寒浴 攝氏二二度以下のもの

二、冷浴 同二二度—二四度のもの

三、微温浴 同二四度—三〇度のもの

四、温浴 同三五—六〇度以上のもの

冷水摩擦は又空氣浴日光浴の性質も兼ね得らる。日光直射の必要なるは、其の殺菌消毒に對して効力ある許りではなく、人の心氣を爽快にし皮膚を硬靱にするの功能がある。故に、住居は勿論適當の光線の射入を必要とするが又時に身體を日光に洒らし、空氣に曝らして強靱にする必要がある。其れは冷水浴をなすときに同時になし得るのである。此等

は主に養護と云ふよりは寧ろ鍛練の方面に對して有效なる譯である。

四、排泄 吾人の身體は營養物の攝取に注意し、其の消化を善くするのみでは未充分でない。如何なる營養物とても消化の殘滓がある。其の殘滓が體内に停滯して居る様では健康を保てない。恰も下水が滯る様なものである。下水が滯ふれば腐敗が起り、種々の病毒の原となる吾人の身體も亦此と同じ理に依り、常に通じ(排泄)を善くし、定期に此の習慣を付け置く必要がある。皮膚の發汗作用も亦一種の排泄であるより見れば、前述の沐浴も亦清潔と云ふ許りでなく、泄排と云ふ點よりも緊要なる譯である。

五、運動 運動は人間の活動欲が身體上の動作に依て表はれたものである。小供の心身の發育生長と相伴つて發作するものであつて、其の發

育の盛んなるときは其の運動も亦從て盛んなものである。而して又、身體の健康の自然的發表であつて、子供は若しも身體の一部に故障を起すときには忽ち其の反應として其の運動力に影響を及すものである。運動は實に子供の健否を知る最好き方法である。

倍、運動の身體に對する効力は、即ち血液の循環を盛んならしめ、身體の溫度を増し、物質の交換を起し、營養に對する欲望を盛んならしめ、延いて身體の組織を強健にし各部の機能の活動を促すものである。

斯の如く身體に對する効果の大なるものであるが、之を爲さしむるにつきては大に注意を要するものである。即ち運動は子供の發育に伴ふて此に適應する處のものでなければならぬ。子供は生後、伏臥匍匐起座直立歩行等各一定の時期があるから、必ず此に伴ひたる處の運動をな

さしむべきである。若し強て不相應の運動を爲さしむるときは、却りて身體の發達を損ふものである。

子供は又始めは専ら衝動に依る運動をなすものである。自然的本能的になすものであるが、此が抑々將來の心身活動の基礎を爲すものであるから、如何に衝動的で所謂腕白なる運動であるにせよ、父母教育者は無暗に之を壓伏す可きでない。事情の許す限り成る可く自然の儘に活動せしめ、適當なる自由の範圍を與へて後來の活動の基礎を養成すべきである。併し此と同時に、其の衝動的運動の跋扈に放任することなく、適當なる抑制を加へ、漸次一定の規範に従はしむべきである。小供が漸く生長して有意的運動意志的運動をなすに至らば、成る可く其の運動に對して自律的に、規律あり系統あり、而して自覺ある様に仕向けなけ

ればならぬ。

次に運動を課するには調和的なることを要する。只一局部に偏する運動は、身體の發育を不調和ならしむるの恐れあるのである。運動は又過度なることを禁すべきであるが、時には鍛練的なるものを課することが必要である。

運動は其の發表の形式、及之を行ふ目的によりて二つの形に表はるゝ、即ち遊戯と體操とである。遊戯は自然に起つて來た處の活動欲の漏溢である。活動其のものは自由にして、愉快を主とするものである。其の詳細は後章に述べることにする。

體操は有意的努力を本體とする。強制的のものである。課業であり、規律的のものである。而して家庭に於ける體操につきましては、文明的國民用家

庭體操永井道明著を推奨する。其の詳細なることは該書に譲り茲には掲げぬが、只其の概略を述べやう。該書は主として「丁抹人」「ミューラー」氏の説に依りたるものである。「ミューラー」は、日光と空氣と冷水とを利用したる身體摩擦を應用せる運動をなすのであつて、家庭に於て行ふに功あるものであると主張して居る。且從來の運動は、専ら四肢の運動發達に重きを置くに反して、氏は専ら軀幹及其の内に在る内臟機關の運動及其の健全に着眼したるものである。曰はく、「吾人の身體の活力は臂に存するものでない。丈夫な肺臟と心臓、又健全な皮膚、強い消化力、健全な腎臟、肝臟を持つことが大切である云々」

又摩擦運動の機能を述べて曰はく、「是等の内臟機關に摩擦運動と云ふ自然の按摩療法を與へて、恰も海綿を搾るが如く之を搾ることを行へ

ば、各内臓機關は強健になり、其に依て通常世人の憂ふる内臓の病氣の大部は豫防することが出来る云々と、其處で其の方法は該書に譲りて此處には略することとする。

第十章 家庭に於ける知育

一、言語の教授 言語は人と人との間に思想感情を交通せしむる機關である。言語に依て自分の心の内容を他人に與へ、他人の心の内容を取り入れて自分の心の内容とすることが出来る。

言語は又思想を己が心に明瞭ならしむるものである。思想は只考へて居ればそれで明瞭になると云ふものでない。言語の力によつて思想即ち頭腦の明晰を圖ることが出来るものである。其れ故に此の言語を利

用して、子供の精神界の發達を助けなければならぬものである。換言せば、言語の教授は子供の知的陶冶の第一歩である。

言語の教授は、勿論學校教育の大なる部分であるが、家庭に於ける言語の教授も亦大切なる部分である。特に入學以前に於て、子供の言語に關して注意すると否とに於て、將來非常なる相異を生ずるものである。故に家庭教育に於て、學校教育の準備をなす上に於て、言語を適當に教ふることは最肝要なることである。

言語を教授するにつき、第一に注意すべきは發音を正確ならしむることである。幼少の時に之を疎略にするときは、遂に其のまゝになりて容易に矯正することが出来ぬ様になる。其れで父母たるものは、子供が入學前に於て凡そ普通の發音は、一通り出来得る様になし置くことを要

する。言語は子供が學校に入學すると否とに論なく、日々使用せざる可らざるもの故入學前に於て普通の言語、少くとも其の基礎たる發音を正しくして置くの必要があるのである。

發音を正しくすることに注意すると共に、言語を明了に使用する習慣をつく可きである。入學前には強いて多くの言語を知らしむる必要はないが、其の自然に習得したる言語をば、成るべく正確整頓することが必要である。即ち子供の發する質問は、決して之を冷視せず、一々之に應答し、其の表出の誤れるものは之を矯正し而して其の發音の大小長短強弱等を適宜に調節することの出来る様に練習しなければならぬ。次に注意を要するは方言のことである。方言は之を矯正すべき必要あるは言を俟たぬ處であるが、學校教育の時期を以て之を矯正するのは

已に遅いので、且學校に於ける僅少の教授時間のみでは、之を矯正すること困難である。故に子供が出生後數年間に於ける家庭教育の時期に於て、早く此に着手しなければならぬ。

次に談話の練習である。今日以後の社會に身を處する人として、己れの思想意見を、他に對して十分に發表し得る様にせざる可らざるは無論のことである。處で談話の練習は學校にても修練することであるけれども、矢張り學校のみの時間では充分でない。是非とも家庭に於て稽古せしむる必要がある。故に夕食後夜分其の他適當の時間を見計らひ、父母の漆下に於て所謂御話しの稽古をなさしむることが必要である。又學校に出る様になつても、學校にて學習せし事項の談話を其の夜父母に話すの慣習をつけしめ、以て子供をして談話の練習と共に學習せし

事項の復習を爲さしめる様にして置くことが肝要である。

二、兒童の發する疑問の處置 子供の知育上、第二に注意しなければならぬのは子供の知欲を發達せしむることである。子供の知欲は亦遺傳的本能である。自然的傾向である。彼等は此の知欲を満足せしめんとて、事々物々に對して知的疑問を頻發して止まぬのである。彼等が好んで問ふ處の「其れは何であるか」、「其れは何處より來るか」、「其れは何故に然るか」、「其れは何の用をなすか」等の幾多の發問中には、殆んど煩に堪へざるものがある。けれども決して之を無下に排斥すべきでない。何んとなれば、斯の發問は是子供が萬有界の雜然たる無數の現象に對して、之を明白に正確に了解せんと欲するに原因するからである。其れ故に父母たるものは煩瑣を厭ふことなく、適當なる解答を此に與へて其の知欲を

満足せしむることが必要である。勿論學理的に悉く之が解答を與へなければならぬと思ふは謬見である。子供の疑問の中には、全く無意味なるか或は完全なる解答を理會するに不適當のものもある。斯かる場合には其等の疑問に對する完全なる解答は、尙將來の時期に讓るを宣言し、只適當に了解し得る丈の程度の解答を與ふるに止むべきである。抑、家庭に於て子供に施さるゝ教育は、彼等の將來の生活に最強く印象を與ふるものであつて、茲に授くる知識は、永久に彼等の生活を支配すべき勢力を有するものである。而して彼等が知識の獲得に、如何に鋭敏にして如何に速やかなるかは、彼等の身體が成長せんが爲に、盛んに滋養物の吸収を勉むるが如きものである故、父母教育者は成る可く彼等の疑問の起ることを獎勵し、其の疑問に應じて適當なる解決を與ふる

ことが將來の知的陶冶に對して甚大なる影響を興ふることとなるのである。

三、兒童の學業成績に對する處置 抑子供の學業の成績の良好なるを望むは、勿論父母たるもの、常情である。然れども世の多くの父母は、只其の成績に對する得點の多きを望み、其の他を顧みざる如きは不可である。其の成績得點の多少と云ふことよりも、寧ろ其の成績の生じたる原因に注意して、其れに相應したる成績を得たるや否やを研究すべきである。

さて、其の成績の良否を生ずる原因は、能力の如何と勉強の如何とに歸することが出来る。中にも能力の未熟の爲に不成績を得たるが如きは、徐々に其の能力の發展を待つの外なく、勉強の足らぬ爲に不成績を得

たるもの、如きは、大に警戒を加ふ可きである。特に其の不成績の結果、落第したる時の處置は如何にすべきか、落第は果して世人の恐るゝ如く耻辱とすべきものなるか、若しも能力が足らずして落第したるものならば、決して世人の如く恐怖耻辱に値するものではない。人には勿論高能のものに低能のもの等、不同あるは免れぬことである。若し此を強て及第せしめ、負擔に堪へずして苦痛を感せしむるは、却て子供の能力を萎縮せしめ、害あつて益がない。其れ故に、不當の及第こそ反りて有害である。一年を惜んで子供の生涯を誤るものである。此類の落第は決して憂ふべきでない。

併し、不勉強怠惰にして落第したるものは、其の子供のみならず父母監督者も責を負はなければならぬ。即ち父母監督者の教誨の不充分が原

因で落第したるか、或は相當に力を盡したりとも、子供が懶惰の結果によりて落第したるか、の二種類ある譯である。が、第一の場合には父母は其の監督上責を負はなければならぬ。第二の場合には落第は反りて良薬となることがある。即ち落第なる一種の自然罰は、其懶惰的病源を一洗して、反りて彼をして奮發心を起さしめることがある。併し又失望落膽の結果を生ずることがある。故此の後者に對しては、充分注意して警戒獎勵を嚴にすべきである。

四、家庭に於ける學習 幼稚期即ち學齡前に於ては、家庭に於ける學習なることは無きことであるが、學齡後即ち學校教育を受くる様になつて茲に家庭に於ける學習の必要も起つて來るのである。

抑子供が學校教育を受くる様になつては、知育の大部分は此處にて施

さるゝのであるから、吾人は之を學校に委ねて、家庭は全く學習のとは干涉する必要が無い様であるが、併し學校に於ける學習時間は極めて短時間であるのみならず、其の學習事項は、只要項丈であるから、學校のみにては充分の練習を受け、其の知識が確實に子供の所有とならぬものも多いのである。加ふるに學校の教授は團體教育であるから、多數の子供を一同に教ふるので、其の課業は自然中程度を標準として授くるのである。其れ故に中等以上の能力を有する兒童は、尙餘力があるから、家庭に於ては更に深く學習せしむることが、天才教育上必要である。又中等以下の能力のものに對しては、其の反對に、補習復習の形に依りて其の力を補ふことが必要である。

以上述べたる處により、子供の學習は全く學校にのみ依頼し放任しな

いで、家庭に於て之に注意することによりて子供の將來に大影響があることが分るのであるから、此の入學時期に及んでも家庭に於て更に學習せしめ、學校に於ける學習と相並んで補充せしむることが必要である。其の方法としては左の如きものであらう。

(1) 復習 現今の學校、特に我が國の小學校教育の缺點は、其の練習の足らぬことである。即ち現時學校に於ける課業の分量が多い割合に練習が足らぬ爲に、子供は充分之を會得せずして終るものが多い。殊に學級組織の教授であるから、能力の中等程度以下のものは充分に理會せずして止むものがある。此の如き學校に於ける一般教授の缺陷を補足せんには家庭に於て各自に適應せる練習、即ち復習をなさしむることが最必要である。換言せば、復習は知識を確實にし、應用の途を知らしめ、次

の教授(學校に於ける)を十分理解する準備として重要なるは論を俟たぬのである。其れには先づ、學校教授の方針を了解し置き、學校と氣脈を通じて其の衝突を避けねばならぬ。つまり學校の主義方針に準據することが必要である。而して復習を課する時間は、年齢と發達と身體の健全等により大に斟酌を加ふることが必要である。通常尋常三年生迄には、毎日凡三十分内外を度とし、以後は凡一時間内外を度とすべきである。必一定の時間を定めて容易に変更せしめざるを可とする。

次には復習の分量のことである。學校にて習ひし處は、豫習の時よりも一層偏頗なく復習せしむ可きである。而して矢張り豫習の時の如く、時間を適當に配當して、復習を濟まさずしては止まぬと云ふ心掛けが肝要である。若し然らずして漸々遷延するときは、終に一朝一夕にて整は

理すべからずして遂に投げ遣りとなり易く、甚不良の結果となるものである。而して其の方法は、既習の處を發表せしめるのであるが、習つた儘を發表せしむるに止らず、多少習つた形式と違つた形式にて發表せしむることが肝要である。成る可く機械的に暗誦せしむることを避け、十分咀嚼せしむる方針を執る可きである。

(2) 豫習 即ち未だ學校に於て學習せざる處を家庭に於て學習せしむることは、大に考究す可きことである。家庭の父母たるものが、其の子供に對して、後に學校に於て授かるべき處のものを、豫め教授するが如きことは必要はない。反りて害ありて益ない位である。併し子供自身が自分獨力を以て下見すること、即ち豫習することは、常に害なきのみならず、反りて大なる益があると思ふのである。即ち自己の及ぶ丈の力を以

て豫習をなさしむることは、自發的活動を養ふ上に必要である。換言せば豫習は既修の力によりて、自ら未知の別天地を開拓せんとするの努力である。創意の力、工夫の心は勿論、自ら自己の精神を鍛練するが故に、意志の持續力、將來自ら進んで修養を持續するの習慣は、皆是によりて養成せらるゝのである。

而して又此の豫習は、學校に於ける教授を有效ならしむるにつきても必要條件である。若し子供に相當の豫習あらば、學校の教授が能く理解され、一種の興味と餘裕とを感ずる。興味と餘裕とを有すれば、習ひつゝあることに踴躍せずして、應用の工夫迄自然と起る。若し豫習が無かつたならば、教師の發問や自己の講演の順番が廻つて來はせぬかと、戦々競々として一時間を過すのみである。實に豫習は學校の教授の進行を

自由にし、適度にし、圓滑ならしめ、有効ならしむることが出来るものである。

只此を課するにつきて注意を要する。即ち總ての學科に對する十分な豫習は困難なる故に、是非とも豫習を要するものを選択することが肝要であるが、其の範圍内では成る可く偏頗なく自修せしむ可きである。然らざれば子供は動もすれば、其の好む學科には豫習の時間を多く取り、好まぬ學科には豫習を少くする爲に、其の學科は次第々々に困難となり、遂に積つて不良の結果となるのである。處が毎日強てもよく豫習をなすときは好まぬ學科も得意になり、好成绩を見る事が出来る様になる。其れで此を課するには、豫め打合せを行つて過重の負擔を課せざることが必要である。即ち時間の豫定を造り、翌日教授を受けんとす

るもの、分量に依て之を自習時間に配當し、適當に切り盛りして其の時間内には是非豫習を了る様に工夫すべきである。

(3) 教科以外の學習 試みに小學校一學級の兒童の學力なり能力なりを比較して見よ、其の高能のものと低能のものとの差は甚しいものがある。其の低能なるものは學校の課業丈にて力一杯であるが、高能のものは學校の課業を學びて尙練々として余裕がある。斯の如き兒童に對しては、家庭に於て教科以外の學習をなさしむることは決して過分ではない。否此の如き余裕のある兒童を只遊ばしめ置くは反りて害ありて益がない。寧ろ適當の時間を利用し、其の能力を利用せしむることは、兒童に取りて必要である。即ち兒童をして出来る限りの發展を遂げしむる所の所謂天才を發揮せしむるには最必要なることである。特に此

の天才發揮と云ふことは、我が学校教育の大欠點とする處であるから、各家庭に於ては、此の點に注意して其の欠陥を補ふことの必要があるのである。

要するに、我が國現今の思想では、學校萬能と云ふ傾きがあつて、徹頭徹尾學校に依頼しきへすれば足ると思ふの精神があるので、是が即ち天才欠乏の原因であると思はる。學校教授は平等主義である。中程度を主として教授するにある故、學校教育のみにては一方に於ては自然天才を無くするのであつて、他方に於ては低能のものを益低能に了らしむるのである。故に中程度以上のもの、爲には學校以外即ち家庭に於て兒童の餘力を利用して將來の發展に都合よき學習をなさしむることが必要である。勿論此の學習をなさしむるには、父兄たるものは餘程教

育的の頭腦を有することが必要である。且其教材なり其の方法なりが教育的になつて居らなければならず、其れにはよく學校教師と相談して適切なる施設をなすことが必要である。

(4) 家庭の讀物。讀書は人生の精神的營養物である。子供が漸く文字の智識を得て、幾分か書物を読み得るに至る時は、恰も子供が説話を需むるが如く切りに書物を読まんと欲するものなれば、此に適當の讀物を與へて其の欲を満足せしむるを宜しとする。斯くするは常に讀書の練習となるのみならず、尙自ら進んで智識を擴め心力の發達を助くる益がある。勿論子供が學校に入る様になれば、一定の教科書を有し、家庭に於て豫習復習をなして居るので、特に劣等のもものは家庭に於て別に他の讀物を與ふる必要がない。學校の教科書のみにて充分であるが、而

かまかゝる劣等生と雖、日課目以外の娛樂なり、演習なり、應用なりとして少しの讀物と與ふる必要がないではない。まして高能の者へ、成規の學習をなし尙餘力あるもの、爲には、更に進んで其の力に適する他の讀物と與ふることは、天才發展の爲に有益であり、寧ろ獎勵すべきである。一體我が國人は、讀書の習慣に乏しい。學校に於ける間は、各規定の教育を受くるにしても、學校を卒業して後尙自ら修養を積まなければ、間もなく老朽に終るものである。智識にせよ、技能にせよ、品性にせよ、人格にせよ、學校卒業後の修養に須つて始めて完成し大成し得るものである。此の卒業後の修養は、即ち讀書に依りて得らるべきものである。これ個人の讀書を獎勵し、其習慣を養成しなければならぬ所以である。而して此の讀書の習慣は、家庭に於ける習慣に待つこと多いのである。故に

子供が學校にあると卒業したるとに係らず、暇のあり餘力があつたならば、有益なる讀物を讀む處の習慣をつくべきである。古語に「行て而して餘力あらば以て文を學ぶ」と云ふは此のことである。但し此の讀物と與ふるにつきては、各利害の伴ふことに注意せねばならぬ。今其の利益を列舉せば（學校教育小西重直著に依る）

主要なる利益

- 一、兒童の自修工夫の精神を養ふ。
- 二、道徳的修養に効あり。
- 三、教授によりて得たる既得の知識を反覆し又之に基きて應用的に新たなる智識を收得す。
- 四、趣味の養成に効あり。

五、時間を空費せざる習慣を養ふ。

主要なる弊害

- 一、思想を雑駁にし統一を失ふ。
- 二、皮想の常識に流れ易し。
- 三、架空の想像力を養ひ事實を輕んず。
- 四、常に愉快なるものを追うて刻苦の精神減す。
- 五、教科書の無趣味を嫌ふ。

此の如く利害の相伴ふもの故に、之を興ふるにつきては、其の方法其の分量其の時期等に關して、大なる注意を要する譯である。

(5) 遊戯。教育上遊戯の關係する處頗る廣くして、體育智育訓育の諸種の作用に關係を有するのである。故に之を各部に分つて述ぶるは至當

であるけれども、今便利の爲之を知育の條下に論じて、各方面に於ける關係をも述べて見ようと思ふ。

遊戯は人間の運動の自然的表現である。人間の活動欲を満足せしむる爲起つた所の遺傳的本能である。従て其の行爲は極めて無邪氣で純潔で惡る氣の無いものである。所謂天真爛漫である。而して其の發表せらるゝには模倣的の動作に依り、或は種々の想像的創作的の活動に依りて、色々の形となりて表はるゝものである。つまり遊戯は兒童の最初の職業であつて、嬉々たる遊戯の裡にありつゝ、自然と將來の眞面目なる生活に入るのである。其れ故に遊戯を好むは兒童の天性である。若しも兒童の時遊戯を好まぬならば、其は將來餘り見込のある子供とは云へない。兒童の時盛んに遊戯をなして、其が正當に導かれて行くならば將

來必ず有爲の人物活動的の人物となるであらう。其れで父母教育者は、此の自然的遊戯を善く導きて一方には身體の發育を助け、他方には精神の發育に資する處なくてはならぬ。

第一、子供の自然的遊戯は其活動の自然の流露であつて、遊戯の際不知不識愉快に身體的鍛練をなす譯であるから、感覺器官を始め其他身體の諸機關の職能を發達せしめ、運動力の發達を助くるは勿論である。即ち幼兒の體育の大部分は、實に此の遊戯に在りと云つて善いのである。第二、精神の方面即ち知性の方より見れば、摸倣的乃至想像創作等の諸心力の活動を要するのであるから、此等の諸心力養成に對して非常に價值のある譯で、愉快に嬉々の間に此の知性を磨くことは著しいとである。且又其の天真爛漫なる點は、正直の徳を養ひ、愉快にして敢爲の動

作、即ち他の何物の妨礙をも破りて爲さんとの精神は勇敢の徳を養ひ、其の自由自主にして他の凡ての物を吾が意志に従はしめんとの精神は、獨立自營制馭等の徳を養ふべく、其の他忍耐義侠共同等の諸徳涵養の根元となるのである。

遊戯は教育上以上の如き至大の價值あるものたるに係らず、古來我が國に於ては餘り重要視せられぬ。時間を浪費するものとし、學問と撞著するものとせられた西洋では、古代希臘羅馬時代には大に遊戯を重んじたものであつたが、中世には餘り重要視せられなかつたが、近時大に研究せられ、彼の「フレイベル」に至り遊戯を以て教育上缺く可らざる者とせられた彼は、其の師「ベスタロッチ」が教育の原則として直觀を貴ばれたるに附加して、直觀教授と雖單に受動的に之を感覺に訴ふるは効

果少く、強制的命令的の直観は未だ眞の知識となることが出来ぬ自己の意志に基ける自發的のものであつて、其効果極めて大なり。従て自發的活動を以て教育の原則となすべきである。此の自發的活動は即ち遊戯より得來る者である。遊戯は兒童が自己の意志に従ひ事物を處理し、以て自然的に其の知識を發達せしめ得るものである。兒童は此の遊戯なる自然的活動を利用して其の活力を發展せしむべきであるとの説をなした。

遊戯は以上の如き性質を有するにより、此を課するに方りては、成る可く干渉制肘せず自由に活動せしむることを要する。若しも其の結果が危険であるか、或は教育上弊害の伴ふが如きもの、若くは非教育的の結果に立ち到る様のものならば、勿論其の危険より之を保護し之を避け

しめなければならぬ。孟母三遷之教は即ち此事である。其以外に於ては子供の遊戯には成る可く自由活動の範圍を與へて、自由の行動を取らしむべきである。勿論遊戯の種類に因ては、規則的のもの、體操の性質を帯びて居るものは別として、此處にては自然的遊戯を主として取扱ふのであることを忘れてはならぬ。

其處で子供には成る可く遊戯の機會を與へて自由行動の範圍を與ふべきであるが、其れが何歳頃迄課すべきであるかは研究すべき問題である。我國人は父母の干渉の結果、餘り早く遊戯より離るゝ傾がある様に思ふ。即ち餘り早く成人振り老成を装ふ風がある様である。つまり「シルレル」の曰ひし様に「人間は只遊戯をなす場合に於てのみ完全の人なり」と曰はれし如く、成る可く長く此の天真爛漫無邪氣にして、罪なき期

間が永續することを望むものである。子供に對して此の時代の長短が、即ち將來の社會的生活に影響する處大なるを思ふ可きである。我が國人は餘り早く成人振り、夙く矯飾的生活に入るのであるから、誠實眞面目にて奥深き而かも自由豁達なる行動を欠くのであるまいか。つまり鬱屈性の人、陰險の人、小細具の人となり、雄偉豁達獨立自營の人材が出ないのではあるまいか。

最後に兒童の遊戯の傾向と其の年齢發達との關係を説て見やう。先づ遊戯には個人的のものと團體的のものとあつて、各其の特色を有して居る。其の中に又競技的のものと非競技的のものと二種類がある。

一、幼稚期即ち七才以前は専ら個人的非競技的の遊戯を好むのである。此の期の中を又前期と後期とに分ちて考ふるとが出来る。前期に於て

は、専ら簡單なる形體的の玩具を弄び音の發するもの色彩の單純鮮明なるもの形態の具備したるものを喜ぶのである。其の後期即ち四五才頃よりは男女少しく差つて來る。男子は歩行の出來る様になつて來るから専ら身體的活動を現はし、個人的運動を喜び、而かも模倣的想像的の心理作用を盛んに現はして來る。女子は身體的活動的遊戯は男兒に劣るも模倣的想像的の遊戯を盛んに行ふ様になる。玩具類は形體的の具備したるものよりも簡單にして變化し得るものを好むのである。

二、七才以上即ち兒童期の初期は引き続き個人的であるものを好むが其の後期に至りては競技的のもの團體的のものを好む處の性質を現はして來る。玩具の如きも理性的理科的のものを好み談話を好み、木登り、魚虫の捕獲を好む時期である所謂腕白盛りとなるのである。

三、青年期の初期よりは團體的競技を盛んに行ふ様になり、個人は團體の目的に對して共同的に努力する所の精神を現はして來る。而して又團體より嫌はるゝこと、衆人と異なることを非常に忌み耻づる様になる。従て總ての仲間のもと同様にせんとし、遊戯仲間を造り、其の仲間はずれ等のことも行はれ、所謂制裁等も行はるゝ様になる。同時に又階級を守るの精神が出て來る。首長を定め、此に服従する精神や、自活自營の精神も出て、勇氣、忍耐力、己忠實等の諸徳性を遊戯に依て表現する様になるのである。

玩具。次ぎに、遊戯の用具たる玩具の選擇は教育上頗る重要なことである。即ち其の種類の選擇供給の多少と子供の遊戯とは大切なる關係があるから、今其の注意すべきことを述べやう。先づ玩具の供給は多

きに過ぐ可らず、出來る丈節約するを要す。然らざれば子供は其の採らんとする玩具に迷ひ心を一玩具に集中すること能はず。従て心の集中力、注意力、意志の發達を妨ぐることとなるのである。

次に又餘り新奇のもの、目新らしきものを續々給するは、子供の想像力を萎縮せしめ、且質素の習慣を養ふに適しない、且又精巧贅澤に失するものは避くべきである。是想像力と創作力との發達を害するからである。是等のものは只此を所持して飾り置くの外、何等の意味をも有たぬのである。

其れで子供の玩具は單純なる模型的のものにして、唯遊戯心を喚起する一端となれば則足るのである。必ずしも完全精巧なるを要しない。木片、紙片、草木の葉の如き無意味のものが、兒童の歡喜に價すること却り

て完全なる玩具よりも遙かに大なることがある。
要するに、完全にして變化なきものよりも、單純ながら變化し得るものを喜ぶので、且有益である。エアンパウルは砂を以て最良なる玩具なりと云へるは誠に故ある言である。彼の木片紙片砂礫等は子供は此を以て種々の形體を造り或は之を破壊し、大に創作力を發展せしめ變改修作の工夫力を喚起せしむるを以て、玩具として頗る價值があるのである。之に反して餘り數理的なるもの、機械的なるものは永く兒童をして趣味を感せしむることが出來ぬ。餘りに精緻なる、餘り工夫を凝らせる玩具は、子供は最早何等の考案工夫を其の間に加ふるの餘地なきを以て早く倦厭せしめ自動自營の精神を養ふの機會を得ることが出來ぬのである。其の他衛生上有害なるものや、餘りに容易く破壊し易きものは

避けなければならぬ。

次に繪本類も亦一の玩具として見ることが出来る。其の選擇も玩具に對すると同様の注意を要する。即ち想像力、思考力、或は感情を養ふに適するものを選ぶべきである。而して精密なるものよりも寧ろ簡單にして、劃線の太く着色の鮮明なるものを可とする。必ずしも彩色の美なるものを要しない。日常身邊の器具、既知の動植物等を畫けるものを可とする。又兒童期に達しては物語、昔噺、傳記等の畫解きを喜ぶのである。

第十一章 家庭訓育の中心

家庭訓育上の詳細なる事項は下に條項を分ちて述べ様と思ふが、茲には我が國家庭訓育の精神となるべき處のもの、中心となるべき處のもの

のにつきて説て見やうと思ふ。

勿論我が國家庭教育の中心點たり標準點たるべきものは、教育に關する勅語の精神より外はない、而して此の勅語の中心は又忠君孝親の二事にあるのである。外の事は如何に善く注意せられ居るも、此の二事がよく達せられなければ我が國民たる、若くは我が家族たるの價値が缺くる譯である。

訓育上の中心點のあるのは我が國のみではない、西洋諸國なども、各其の國民性より生じ出たる家庭教育の中心があるのである。例へば英國の如きは、自治を重んじ誠實正義を愛する紳士淑女を養成せんと勉むるのである。佛國の如きは、自由平等親愛を標準として、特に家庭の愛に重きを置き過ぎる程である。獨逸は規律の嚴肅を以て世に鳴て居るの

で、從て家庭でも嚴重に育て、禮儀作法は勿論何事も勤勉力行を中心として居るのである。

其の他各國皆特殊なる中心的精神があるのであるが、我が國は國體上已に世界無双の歴史を以て居るのであるから、此の國體を失墜せざる可きは勿論、益々之を世界に輝す可きである。隨て我が國の家庭に於ても、終始一貫能く其の子供に此の國體の精華を體認せしむるを務む可きであつて、此が即ち忠君孝親の二事に外ならぬのである。其れで家庭教育上此の二事を達せんとするには、他の事項の如くに理窟上より又議論上よりのみ入る可き者でなく、自然的信仰的に發生せしむる様にもしなればならぬ。其れには即ち古來の慣習たる、而かも現今衰へかゝつて居る我國家庭の儀禮行事の復活を唱へざるを得ぬのである。

一、皇太神禮拜 忠君の極致は即ち皇祖を崇敬することである。即ち我が國古來家庭に於て、皇太神の靈位を神棚に安置し、年始歳末、其の他の時期に之を崇拜する習慣があるのであるが、近來新家庭を造れるものは、神棚の無きは勿論、此の靈位をも受けざる家庭無きにしもあらずである。今後の家庭に於ては、嚴に古風を恢復して、家々此を設け、相當の儀禮を施すべきことが必要である。

其の他一般敬虔の念を養ふことの爲に、子供をして其の土地の神社佛寺を崇敬せしむることも必要である。即ち其の土地の鎮守社の祭日及佛寺の法會期に於て、或は子供の或年齢に達したるとき、即ち滿六歲(就學期)とか十五歲(所謂元服期)とか二十歲(丁年期)等には、其の父兄たるもの其の子弟を率ゐて、此等の神社佛寺に參拜せしむべきである。

二、祖先崇拜 祖先の靈位に對して禮拜すべきことの必要なるは、我が國の風俗として、將又我家族主義の維持として必要なることは言を俟たぬ處である。而るに近來家族制度の衰頹よりして、祖先崇拜の觀念の薄らき來りたるは、慨はしき次第である。其れで今後の家庭に於ては、祖先の靈位を安置し、祭日忌日等には、家庭一同之を拜するのみならず、毎朝食事前には、子供をして必ず之を禮拜せしむることが緊要である。

第十二章 家庭に於て養成すべき良習慣

貝原篤信家訓の幼兒須教に曰はく

「およそ小兒を教育するに、始て飯を食、初てもものいひ、扱人の面を見て、悦び怒る色を知る程より、常にたえまなく教ゆれば、やゝおとなしく

なりて、誠る事なしやすし、故に小兒ははやく教ふべし、をしへいましむる事遅して悪く癖に成ては改る事なり難し、悪事多く聞馴ぬれば後には善事ををしへても移らず、僞れる事驕り肆なる事を、はやくいまして、必ゆるすべからず。

家庭訓育の方法として、第一に置かなければならぬのは、道德的習慣の養成である。

抑々習慣は同一行爲を反復したるの結果、其の行爲は毫も特別の注意や努力を用ゐずして實行が出来る様になるものである。即ち「習ひ性となる」ので、其の行爲は最早天性となるのである。「習慣は第二の天性なり」である。其れが出来れば吾人の實行力に餘裕が出来て来るので、更に進んで他の道德的實行を易く出来る様になるのである。つまり吾人が行

爲の向上發展に對して最有效のものである。精神作用の經濟的の働きである。

而して又他の一面より考ふれば、習慣は第二の天性であるから、子供の先天的天性に對するものである。先天的天性は即ち遺傳的の傾向である。遺傳的のものは善もあり悪もある。其處で吾人は茲に善良なる習慣を養成して此を第二の天性とならしめ、先天的不良のものをして其の勢を逞しくせしめざるが肝要である。遺傳的不良の性質は之を除き去るは中々困難のことであるが、只習慣なる第二の天性をして勢力を得せしめなば、先天的のものは自然萎縮し去る譯である。

要するに人は習慣の動物である。習慣の善惡に依て其の人の品性が定り延て其の國の文明の程度が分ると言つても差支ない。人は習慣に生

れて習慣に死するのであつて、習慣が人間行為の根本である。習慣を離れたるときは吾人は大なる苦痛を感じ、習慣を最も容易く行つて居るときは吾人は最健全を感じるのである。

其處で家庭に於て第一に養成すべき良習慣は何であるか、順次に述べて見やう。

一 従順の習慣

子供を従順ならしむることは兒童訓育上の根源である。子供は其の心意上理性が未だ發達せず意志が未強固でない。爲に其の行為は一定の標準がない。故に子供をして其の自然の行為に放任し去る譯には行かぬ。其處で子供の教育上の必須的要件として、教育者の意志に子供の意志を犠牲にし服従せしめなければならぬ。つまり教育の第一歩は教育

者の意志に子供の意志を従はしむることである。若しも此の訓育に成功し従順の習慣を具へしむることを得ば、教育の最困難なる而かも最善良なる部分に於て成功したるものと云つて宜いのである。

さて子供をして従順ならしむるには先づ消極的方法がある。即ち不従順の原因を取り去るとである。蓋し家庭に於ける愉快なる生活と自由なる生活とは、子供をして氣儘に放縱に陥らしめ易き弱點がある。是實は家庭の長處であつて又短處である。子供は或は學校の教師には従順でも父母殊に母親には不従順なることがある。つまり母の弱點に乗じて不従順なることが多いのである。子供は又其の輕侮する處のもの恩義を感ぜざるものに對して不従順である。父母たるもの、其の子供より輕侮せらるべき、不同情なる可き諸原因を取り去る様にせねばならぬ。

次に積極的に従順の徳を養ふことには單に説諭や命令のみでは不充
分である。つまり父母教育者が自身の模範的人格に依頼しなければな
らぬ。詳言せば子供は、一方には父母の權威に對して従順に他方には恩
義に對して感謝の念より従順なるもの故に、此の二方面の人格より流
露する道德的模範に依るの外ないのである。

次には不従順の一種強情の矯正につきて述ぶるの必要がある。之を矯
正せんには、先づ無用なる命令禁止を廢し、強情を挑發すべき溺愛的行
爲を避け斷乎たる態度を以て子供に對すべきである。尤も語意顔色を
正確に了解し得ざる幼少なる子供に對しては鞭撻を用るも不可なき
場合少くない冗長なる訓戒を加ふるよりも、寧ろ簡單にして明白なる
言語の下に、雷電の如き體罰を加ふるに如かざることがある。

其の他子供をして強き制裁ある朋友の間に交遊せしむるも一方法で
ある。蓋し孤獨閑寂の生活は益強情執拗の惡癖を促進せしむる恐れが
あるが、之をして朋友の間に交らしめ、所謂朋友間の制裁によりて此の
惡癖を除くも一方法である。

併し此に注意すべきは強情なる動作が、強健なる意志の力を養ふ前提
となる場合尠からざるを見ることである。換言せば有爲の才能は冷淡遲
鈍沒趣味の子供に生ぜずして、寧ろ強情執着力に富める子供より倔起
するところがある。彼等の精神の彈力強く意志の力強固なるを以て、教育者
は宜しく之を善導して、其の將來に灼耀たる光明あらしむべきである。

二、正直の習慣（虚偽の防遏）

正直は人間處世上の最大要件であり、事業成功の秘訣である。加之なら

す子供の正直なることは訓育上の一大要素である。正直は従順と共に子供の訓育上の二大要素と云つてもよい。若し子供が正直でなかつたならば如何なる訓育の良法と雖施すに途がないのである。何となれば訓育は子供の眞の境遇に適合することを要するのである。然るに子供が其の言行に虚偽があり従て其の境遇を暗ます様では之に對して施さるゝ訓育も其の効果を擧ぐることが出来ないのである。其處で子供の正直不正直と云ふことは、一は其の天性にも依ることであるが多くの習慣に關係するのである。小供は一體天真爛漫である。正直なものである之を助長す可きである。然るに訓育上の過誤よりして之に不正直即ち虚偽の習慣をつくることがある。貝原篤信家訓幼兒須教に曰はく「幼より人を欺きいつはる事をつよく咎むべし。また幼子をあざむき

ていつはりを教ゆべからず。大やう少兒のあしくなりぬるは父母乳母かしづき馴る人のをしへの道しらで、其の子の本性を傷へるゆゑなり。暫啼聲を止んとて、此を得さすべし。彼を與ふべしなどとすかして、誠なき事なれば即是偽を教るなり。又恐しき事どもにてより、くおとしいるれば後には臆病のくせとなる。武士の子は殊に是を誠べし。

之に於て虚偽の防遏が必要である。子供の幼少なるときは虚言と正直との差別を知らぬことが多いのである。つまり想像力に富みて居る處から無邪氣なる虚言をなすことがある。子供が四五才に至る頃に此の状態を呈する。而し此の無邪氣なる虚言と雖之を矯正することを怠るときは、更に進んで遂に故意の虚言を敢てするに至るのである。

恐怖より來る虚言は學齡時期の頃より始まる。之を矯正するには誠實と憐哀の情を以てすべきである。同時に子供をして進んで謝罪をなすの勇氣を鼓し、以て纖弱なる意志を強むべきである。

恐怖即ち課罰を逃れんが爲、空想即ち名譽心高慢心の深きより、或は他人を欺きて自ら快しとする一種の惡意より、虚偽を構へ虚言をなすことは生長するに従て出て來る。十五、六才に至れば、小供が自我的精神の發達すると共に他人の命令と禁制とを嫌忌し、且己れが知識を持つる結果虚偽を構ふことがある。之が若し習慣となれば後來の大惡徳となるのであるから、嚴格なる手段に訴へて彼等の虚言を粉壘し、嚴罰によりて惡徳の萌芽を除く可きである。

虚偽を防遏するにつき注意すべき事項大凡左の如くである。

一、父母の心は常に公明寛宏にして赤心を推して之を子供の胸中に置く可きである。疑心を以て子供に臨まぬことを要する。

二、良心に訴へて自ら苦痛を感せしむ可きである。

三、子供をして自己を信すること、即ち自信自重の精神を強からしめ寸毫の虚言と雖之を云爲するを耻る様にしなければならぬ。

四、虚偽を云爲する機會を興へぬこと。

五、子供に不正なる行爲ありとも、急激に其の自白を強ふ可らざること。
六、子供が不正の行爲をなしたりとも、事柄によりては時には一々之を尋問せず、強いて見ぬ振り聞かぬ振り知らぬ振りをなす様にして、之を迎へない様にするが肝要である。

七、過失があつた場合には進んで申出て或は正直に事の經過を告白し、

若くは甘んじて罪に服する様な勇氣を養成す可きである。

三、節制の習慣（輕躁の習慣の防遏）

子供は快活にして天真爛漫であり且又多欲である。従て我が思ふ處欲する處忌憚なく之を發表し之を通さんとするのである。詳言せば精神上身體上の諸種の欲望甚深くして之を達せんとする元氣も急激である。故に若し此に節制を加へざれば、其の生活上危険であるのみならず生長して後は容易に此の習慣を造ること能はずして遂に欲に耽り禍を招ぐに至るべきである。孝經に「制節謹度滿而不溢」とあるは此のことである。其れ故に成る可く子供の家庭に於ける幼時に於て自由に之が節制の出来る様に習慣を養ふ可きである。勿論欲望の種類及程度の如何によりては節制の加減をなすことは大切である。元來欲望其のもの

は人類自然の勢力であつて、之が意志の本源となり吾人の精神界及身體上の向上發展に缺く可らざるものである。要するに只此の勢力の節制整理をなして之を善用することにあるのである。

節制を加ふ可き欲望中、活動欲（身體上及精神上）の節制につきて一言することを要する。元來子供の活動性は之を壓伏すべきではない。子供の活動性には進取の性質を含んで居る。幼稚期即ち衝動的時期には、生理的、心理的の兩方面に於て、春の草木の芽や若葉が一時に發生する様な時期であるから、成る可く自由の活動をなさしむることを要するのである。其れ故に兩親は餘り八釜しく之を制抑せずして、只子供の衝動を正路に導く可きである。只此の活動欲の爲めに、其の心情には別に善惡の動機の有無を論せずとも、或は他人の物を占有せんとし、或は危険を犯

すことあり、或は大食暴飲することがある。之に對して適當の整理を加へて此の活動欲を善導利用することが即ち訓育の務である。是即ち節制の習慣を養成するの必要ある所以である。

勿論其の始めは、父母の叱責鞭撻等によりて節制の習慣を興ふることも必要であらうが、後には此等の制裁を待たず、子供が自ら其の兩親の叱責鞭撻等の聯想を起すによりて、自分で制裁すると云ふことになり、最後には只其の道義心良心によりて、即ち自制の形によりて自ら我欲我意を制裁する様に躰をなす可きである。換言せば自發的意志により道德的標準に従て制裁せしむべきである。

小供は又此の活動欲の盛んなるに係らず、思想が確實でなく、感情が急激であり、又好奇心が甚盛んであるが爲めに、其の行爲が前後統一を欠

き所謂輕躁の惡習慣に陥り易いのである。輕躁は其の結果何事も失敗を來すべく、且其の習慣が積んだならば、子供の將來に關し實に不利益なる結果を來すのであるから幼時に於て之を戒めなければならぬ。其には子供に對し漸次熟慮の習慣抑制の習慣を養ふことを要するのである。但し之が爲めに兒童の活動性を害ふが如きことあつてはならぬ。

四、禮節の習慣

古來我が國は禮儀の正しきを以て稱せられ、東方の君子國と稱せられたのである。特に維新前封建時代に於ては禮法頗る嚴重であつて、因て以て一は社會の平和を保ち一は實踐的道德の目的を達したのである。而るに此の禮節の習慣は多く家庭に於ける養成に訴へたのであるが、維新後社會制度の變遷と共に、社會に於ける禮節儀禮疎かになつて來

て、此を重んずる觀念も薄くなり、從て家庭に於ける其の養成も甚衰微したのである。

此の禮節の頽廢より生れ來れる惡結果は、近來益甚しく、爲に青年の風儀を亂し社會の秩序を保たれぬ様になるの恐れがある許りでなく、又他の方面より見れば、世界文明強國の一に列したる我が國民は、決して此の如き疎野非禮を以て甘んずる譯に行かない。必ず一定の禮儀作法に依りて、品格威儀を備ふるの國民とならなければならぬ。其につきては教育の力、特に家庭に於ける幼時よりの養成が大切である。幼時より不知不識の間禮儀に慣れしめなければならぬ。彼の閑雅なる品格嚴格なる威容等は、決して一朝一夕に成るにあらず、必ず幼時よりの躰方如何にあるのである。

禮の根本は勿論敬である。心情精神にあるのである。精神の添はぬ禮は虚禮である。故に幼時家庭に於て此の心情を養ひ、敬虔の氣風を養成することは、即ち禮儀の根本に達せしむる方法である。

從來我が國人は敵愾の心が盛んである。爲人を見れば泥棒と思へ、の諺がある。ので、相互に他人の人格を尊ばぬ風、即ち敬意の心が乏しき様に感ぜらる。是等は將來の大國民たる品性を造る上に注意せねばならぬことであるが、是亦家庭教育に於ける子供の時よりの養成が大切であるのである。

其れから禮儀の儀表たる服裝、容儀、言語、動作等の作法に注意することが大切である。子供が端正なる服裝、爽快なる言語、閑雅なる動作等、皆家庭に於ける幼時よりの注意養成が預て力あるのである。

五、清潔の習慣

清潔は常に衛生上必要なるのみならず、訓育上特に精神の修養禮節の關係に於ても必要である。即ち身體の清潔衣食住の清潔と云ふことは、やがて其の精神上に關係するものにて、精神にしまりのある爲、又精神の高潔を保つ爲には特に此の清潔を愛することと密接なる關係があるものである。特に禮節に關すること、他人に接して快感を興さしむるには此の清潔と云ふことが頗る大切である。而して此の清潔の習慣は、亦家庭に於ける幼兒よりの習慣が主に力があるのである。

六、規律の習慣

規律の、人間生活上必要なることは今更喋々を要しないが、一言之を曰へば、規律正しき生活は人をして心身の衛生上及經濟上に効果を與へ、

且人間の品性上から見て最必要なることである。古より大事業をなし傑出の人物となるは、素より種々の原因があるべきであるが、要は事を爲すに當りて規律を守り秩序を重んじ、微を積み小を重ねて大成したるものに外ならぬ。常に傑人のみならず、通常人の事を爲すに方りても、規律秩序の習慣の必要なるは勿論のことである。

更に之を擴めて、規則法律を守るの習慣となつては、是は社會の一員として國民として大切なることである。共同生活、國民的生活を遂ぐるにつき必要なることである。然るに此等の規則法律を守るの習慣と云ふは、一朝一夕に出来るものでない。幼少の時より此の習慣を付くることが肝要である。

其處で我が國の家庭に於ける弱點として、晨起の時間、飲食の時間、就寝

の時間集合の時間其の他のことにつき、規律の充分立つて居る家庭は少い様に思はるゝ、其れ故に家庭に於ては、此の點に一層の注意を拂ひ、子供の幼少の時より萬事きまりのつく様に仕向け、常に之を勵行實踐せしめて遂には習慣となる様養成することが肝要である。

七、作業の習慣(附、勤勉の習慣の養成、懶惰の習慣の防遏)

子供に作業を課することには三つの目的がある。

一は知育に關し、二は體育に關し、三は訓育に關することである。
二(知育に關しては、子供が學校家庭に於て學習したることにつき、若し其れが實驗的技能的に關するものであるならば、家庭に於て成る可く之を實驗的作業に訴へしめて、其の學習したる處のものを確實ならしむべきである。近頃筋肉運動主義なる教授上の研究が唱へられつゝあ

るが、即ち學習上のことは、之を實驗的動作的に表はして始めて其れが確實に知識となるのであるから、家庭に於ても成る可く子供に動作的作業をなさしめて、確實なる知識を得しむることを勉む可きである。
二(以上の如く、成る可く學習上のことを動作に訴へしめ、且其の子供に對して其の手にて出來得る仕事は、自ら其の筋骨を勞せしめて自ら之を成さしむるに於ては、不知不識の間に體育上の効果を表はすのである。

三(作業は又訓育に關して最重要なる効果があるのである。即ち子供をして勤勞を厭はぬ習慣を養ふことを要する。且諺に「小人閑居して不善をなす」と云ふが如く、子供をして何か作業に就事せしめて、暇の無き様にするの亦一の訓育の良法と云ふべきである。此も矢張り幼少の時

よりの習慣が大切であるから家庭に於ても種々の作業を課し之に慣れしむることが大切である。

さて作業に就て如何なる種類のものを選び、如何なる注意を要すべきかは左に述ぶるが如きものであらう。

先づ作業を子供に課するにつきては、其の身心の發達と相俟たなければならぬ。即ち幼兒期に於ては規律立ちたる作業を課することは出來ぬ。専ら遊戯手技に依りて其の運動的練習をなさしむるを適當とする。其の兒童期に入りては次第に作業の範圍を擴めて、或は子供の身邊の仕事、即ち朝夕の衣服の着替洗面等より、玩具の仕末、學用品の整理、居室の整理掃除、家事の手傳應對作法等をなさしめ、尙又子供の力に適應する範圍に於て、植物の培養、庭園の手入れ、動物の飼養等をなさしむるを適

當とする。

子供が青年期に達したならば、彼等は遠からず獨立の地位に達するのであるから、其の準備として直接に必要な作業は、年と共に其の分量を増加し、父母の指導の下に練習の功を積ましめんことを要する。即ち家事に關することが多くなり、諸物の請取書、届書及び書簡の認め方、日用の計算、親族故舊に對する祝賀吊慰等、何れの家庭に於ても屢々現はるべき普通の人事を補助せしむることを要する。尙農工商の家に在りては、便宜其の家業をも手傳はしむることあるべく、特に女子には一般に飲食物の調理、衣服の裁縫、來客の接待、弟妹の監督、病者の看護等専ら主婦たるの任務を補助せしむることを必要とする。

此等の作業を課するには、子供の出來得ることは成る可く之に責任を

持たしめて、自分で自ら處理する様に仕向けることを必要とする。然るに世間の家庭の父母たるものは、子供が其の未熟なる作業に對して黙視して居られず、寧ろ父母自ら之を爲すは却りて煩ならざるを以てか、或は子供が可憐であるとの故によりてか、父母自ら手を下して之を爲し、子供をして何等手を盡すの必要なからしめて、遂に何時迄も其の練習をなすの好機會を與へずして、全く無爲徒食の習慣をつくるの恐れなしとしないのである。此の如きは家庭教育上の大なる過ちである。即ち子供は成る可く作業を規律的になさしめ、責任を自覺せしめて常に勤勞の習慣を養はしむることが必要である。小供に作業を課するは、勤勞勤勉の習慣を養ひ得ると同時に、其の反面なる懶惰を防遏することに注意すべきである。懶惰の原因に三あり、一

は子供の氣質に基くもの、二は其の疾病に基くもの、三は活動的習慣の缺けたるに基くのである。其の疾病に基くのは、先づ身體を治療して其の健康を回復せば宜いのであるが、其の氣質に基くものと活動的習慣の欠乏より生ずる懶惰は、適當なる遊戯運動をなさしむるも一方便ではあるが、最必要なのは、之に仕事即ち作業を與へて之を防遏することであつて、是が即ち實際的實用的で、且又最訓育的效果のあることである。

第十三章 家庭に於ける訓育の手段

一、命令（及禁止）

各種の訓育的方法の中につきて訓戒説諭等は、訓育上教育者の希望を

多少顯はして其の實行は子供に任す傾きがある之に反して命令は絶對的に子供をして教育者の意志に服従せしむるものである(勿論其の反對の禁止も之に含まる)

前述せし(從順の習慣の條)如く、子供は理性未發達せざるが故に、教訓戒諭等では未訓育の目的を達し得られない。つまり命令は子供の訓育上の最初の方法で且最多く使用せらるゝものであるが、子供の生長するに従て、漸次に命令は訓戒説諭に變じ、更に忠告の形に變更する様になるのである。

命令には又他の一種の性質を有つて居る。其の一は積極的に或行爲を命ずることと、其の二は或行爲を禁止せんが爲に他の行爲を命令することである。即ち禁止を主としたる消極的命令である。換言せば今禁止

せんとする事柄より、子供の心を他の事柄に轉換せしめんが爲に用ひらるゝ命令である。

一體直接の禁止は、命令に比すれば教育上甚行はれ難いのである。夫れは子供は自然に活動を要求するものであるが、命令は此の活動性に叶ふのであつて、禁止は之に反して多くは其の活動性を壓伏するに傾くものであるからである。故に此の壓伏禁止を用ふること頻繁なるときは、子供の精神を萎縮せしめ活動心を失ひ自信力を失ふに至るものである。其れ故に子供に對しては、或事を禁止する前に先づ他の事を命じて、精神を他の活動的方面に向けしめ、其の結果自然的に其の事を禁ずる様にせば一向勞せずして禁止の目的を達し得るものである。一舉兩得の方法である。

命令を用ふるには又注意を要することがある。命令は其を受けたる子供に於て、若し其の意志と相容れざるときは甚しく不快の情を起すものである。然れども之が爲に撤回し緩和すべきでない、必ず之を遵奉履行せしむべきであるが、成る可く平生より子供の性情を考へ、又命令者の態度にも注意し、寧ろ快く或は如何にも恐縮したりと云ふ様な感情を惹起さしめて之に服従せしむる様に導く可きである。

尙其の他注意すべき個條を擧ぐれば、

- 一、命令の言葉は明瞭簡單にして語勢あるを要す。
- 二、命令の事柄は教育の目的に適切なるを要す。
- 三、命令の事柄は前後矛盾なきことを要す。
- 四、命令の度数は成る可く之を節約するを要す。

五、命令は必ず之を實行せしむることを要す。

六、命令は其の理由を説明するの必要なし。

七、命令は峻刻に失してはならぬ。

二、許否

許否は小供の請求に對する處置法である。即ち小供を主としたる取扱法である。小供の請求する事柄にして教育上有益なるか又は無害なるときは之を許し、有害なるときは之を拒むにある。されど本來有益なる事柄でも其の性質分量時間等の如何に依りては却りて小供の上に害を與ふることがある故に、實際につきては精細なる注意を加ふることを要する。

而して許否を用ふるに方りては、命令と同じく常に一定の主義に基き

て前後必一途に出で、且小供に對する他のあらゆる教育の方法と衝突せざることを期すべきである。

三、訓戒

小供が漸く生長して幾分の事理を解するに至れば、機に觸れ事に臨みて訓戒を施すの必要を生ずる。訓戒は之を分ちて勸告及戒諭の二種とする。勸告とは小供の爲すべき當然の義務を示し、尙其の義務を果すべき適當の方法を諭して之が實行を促すを云ふ。戒諭とは非行の爲す可らざる所以を諭して、之を戒むるを云ふのである。

訓戒を用ふるにつきて注意すべきは、一、訓戒は前後の統一を失はざること、二、言語を慎み容儀を正しくして相當の威嚴を保つと共に十分の好意を盡くし、以て小供の心に深く感銘せしめんことを勉むべきであ

る。

四、監督

監督は小供の爲に心身上の危険を豫防し、正當なる行爲の實行を督勵し、兼ねて彼等の個性を観察せんが爲に缺く可らざる方法である。而して之を用ふるに方りては、小供の幼少の際には出來得る限り其の監督を綿密周到ならしめんとを要するが、而し餘り小供の活動性を妨害して猥りに之を掣肘束縛するとは宜しくない。成る可く小供の伴侶となり、共に遊び共に談り以て監督の目的を達すべきである。加之ならず子供をして漸次自己の良心に訴へて、自分の意志により善に就き惡を避くるに至らしめんことを要する。特に青年期に至れば、子供は大に自己の意見に重きを置くものなれば、監督者は猥りに彼等の意見を無視し

て自己の意見に服従せしめんと企つることなく、よく彼等を指導して、彼等自身に其の正當なる所以を悟りて之を實行する様に至らしめんことを務む可きである。

要するに、以上命令、許否、訓戒、監督につきて、子供の生長發達するに従ひ、次第に命令に代ふるに勸告や戒諭を以てし、尙又子供をして漸次他人の訓戒命令監督を待たずして、自ら適當に事を處理するの習慣を造るを圖る可きである。又許否も次第に寛容にし、以て彼等が自身の判断に出づる所謂自律的行動をなすの範圍を擴張することを必要とする。

五、模範（示例）

前章家庭に於て養ふ可き習慣を述べたる處に依りて明らかなることであるが、小供の道德的習慣は、初めは教育者の模範に因ることが多い

のである。習慣の初めは殆んど全く母の力に待つと云つても善いのである。殊に習慣の中にも外部の習慣即ち起居動作等は、必ずしも理會力に訴へて成功を求むべきものでない。父母の起居動作其の他子供の四周に在る模範が、此の習慣を作ることが多いのである。又内部的の習慣即ち各種道德的行動でも、知識上より入るべきことの必要あるは勿論であるけれども、道德が有力で且つ有效ならんことを望むならば、直接に感情動機の上に其の根柢を有して居らなければならぬ。其の方が一層確實であるのである。悪人の惡をなすは多くは其の惡なるを知らざるにあらず、知つて而して爲すのである。此の爲すは即ち感情動機の習慣が缺けて居るからである。此の感情動機を養ふには、父母教育者の感化即ち模範に依ることは最確實なるものである。兩親から受けたる德

化が小供に對して本能の如くになつて、不知不識の間に其の子供の行爲を支配し得るものである。特に子供の幼少の際は、模倣性非常に強く事理を解し自ら裁斷する能力極めて薄弱であるから、千萬言を費して道理を説くよりも一模範を示すに及ばざることが多い。

模範は又之を言ひ換へれば示例と云ふ。ジャンパウが「兒童の爲には模範話された、或は見らるべき」より外の道德的教育はない」と云はれたるが、之を區別せば、

一、教育者自己の模範

二、他人の實例即ち示例

三、周圍の状態、子供の身邊の整理

四、教育者の説話及讀物中に於ける示例〔話されたる模範〕

直接見らるべき模範

となる此の中につきて父母教育者が自己の模範は〔學校ならば教師の模範が最重要なるは言を待たない。其の他家庭には下婢從僕の如きも其の選擇に注意すべく、特に子供の交遊する友人につきては最嚴重なる注意を要するのみならず、其の町村の善行あり徳望ある人に接せしめて、其の薫化を受けしむることが大切である。又父母教育者の説話によりて得たる模範、及び子供が讀物の中より見出したる模範例へば古來の英傑高德の傳記によりて感化せられて一生の運命を造ることが多いのであるから、此等にも大に注意すべきである。自ら管仲樂毅に比す〔諸葛亮の傳〕とあるが如く、子供をして何か自己の依據すべき人物、私淑すべき人物を標準とせしむることも教育上重要なことである。尙此の如く人を模範とする外に子供の身邊周圍の状態を整頓するこ

とが必要である。幼より目に野鄙なるものを見、耳に淫靡なる聲を聞くものは自ら其の醜を意識せずして之を喜び、成長の後にも容易に之を悔い改むることが出来ぬ様になる。例へば彼の不潔の家屋内に住するものは之を清潔にせんとする念を生せず、却て益々之を不潔ならしめ、清潔なる家屋内に住するものは尙一層之を清潔にせんと勉むるが如きものである。故に子供の衣服なり、家屋なり、其の身邊を整理し、其の非教育的のものは之を排除することを勉むべきである。

六、賞罰

子供が善行をなせば内心必ず愉快を覚え、悪行をなせば自ら不快の感を起すのであるが、此の如き道徳的感情に依りて善行をなし悪行を避ける様になれば、訓育の目的を達したのであるが、併し子供の未だ幼稚

にして此の如き高尚なる情操の發達せざる際には、賞罰なる方法を用ひ外部より快不快の感を與へて其の行爲を規正する必要がある。尤賞罰を行ふには、子供の幼少なる時には比較的多く用ふるの要があるが、其の兒童期は感情欲望盛んであつて自分が最も偉いと信ずる。即ち天狗の時期であるから、賞罰を行ふに最效力のある時期であるが、其の賞罰も自ら物質的有形的感覺のものに訴へて善いのである。夫より進んで自分の善惡の行爲につき反省的精神の發達するに従て、賞罰の數も減するのであるが、其の種類につきても自ら變つて來なければならぬ。即ち主に精神的無形的方法によるのであるが、勿論時と場合と行爲の性質と其の個性の如何に關係するものである。更に進んで青年期に入り、獻身的精神、名譽心の發達する時期に至らば、

彼等は其の獻身的なること名譽なることを自覺し満足して即ち内部的賞罰を感じる丈にて善に就き惡を去る様になるのであるけれども、其の行爲の性質によりては、矢張り外部的賞罰時としては又物質的有形のものを與へて訓育上一層良結果を來すことがある故訓育の責に當るものは其等を適當に斟酌することを要する。

以下賞罰を二つに分ちて少しく詳述して見やう。

(一)賞。賞は二種の意味を有する。即ち子供の善行に對する報酬であると共に將來の善行を促すものである。即ち褒める丈で能事終れりとせず、將來益々奮勵して責任の増すことを自覺せしむることが必要である。

賞の種類としては、其の最簡單なるは教育者の満足及稱賛である。而か

も訓練上最重要の位置を占むるものである。其の他、子供の満足すべき物品を與ふること、自由なる時間の許可、名譽ある地位の附與、信用等である。而かも此等の適用にして其の當を得ざるときは、賞を得んが爲に善行を力むることとなり、目的と方法と其の位置を轉倒することとなる。故に其の適用につきては大に注意を用ひなければならぬ。其の注意大凡左の如くである。

(イ)平凡なる行爲に對しては賞を用ふるに及ばぬ。勉強努力に依りてなされたる特別の行爲に對して行ふ可きである。

(ロ)賞は濫用してならぬ。濫用に二つの意味がある。余り頻繁に用ふること、賞に値せざるものを賞することである。若し之を濫用せば、子供は之に慣れて慢心を増長し、或は常に當然之を受くるの權利あ

るが如く思はしめて、爲に賞の効力を減殺するものである。

- (ハ)子供の善行を爲すを見て驚て賞するは不可である。其は子供には悪行が適例で善行は稀であるとの感情を起さしむるからである。
- (ニ)賞は公平なるを要する。秀で、善良なる行は重く賞し、然らざる善行は軽く賞すべきである。又或行爲に對して情狀を同じくするに係らず、或時は軽く賞し、或時は重くすべきでない。特に又多人數の見て居る場合には最注意すべきである。併し子供の性質年齢境遇等によりて斟酌すべきは勿論である。

(ホ)賞は成る可きだけ、其の行爲に對して自然的關係を有するものたるべきである。例へば勉強すれば快感を覚え、誠實なれば信用を得るが如きは自然の關係であるが、人爲の賞も之に則り、成る可く其

の自然の結果と矛盾せざるものを用ふべきである。

(三)罰。小供は理性未發達せず、其の行爲は専ら感情に左右され過惡に陥り易い。従て上述の訓育的手段では、訓育の目的を達し難いことが往々あるのである。かゝる場合には、止むを得ず小供に苦痛の感を與へて、將來再び同様の過惡を犯さぬ様にするの手段を取らなければならぬ。是即ち罰の手段を要する所以である。

さて罰の目的は改善にある。單に其の過惡に對して報償せしむるの趣旨ではない。又子供の過惡に對して復讎腹癒せをなすのではない。過去の事實を材料として以て將來に對する戒となさしむるのである。悔過遷善にあるのである。故に罰を行ふにつきては、左の數件を注意することとを要する。

(イ)罰は公正を保つべきである。輕き罪は輕く罰し重きは重く罰すべきである。父母たるもの己れの感情に任せて、同過失に對して罰の加減をなすは宜しくない。又多くの小供の間に於ては偏頗なく公平を持することが必要である。

(ロ)罰は子供の性格心情に立ち入りて手加減をなすことを要する。即ち其の罪過を犯せる事情と動機とを慮りて情狀酌量を加ふることが必要である。其れで左の數件は課罰をなすにつき注意しなければならぬことである。

(1)罪過が意識的なりしや、將た、無意識的なりしや、單に衝動的や無邪氣でなしたる場合の如きは差程嚴罰するに及ばぬのである。

(2)罪過の性質が慣習的なりしや偶發的なりしや。

(3)罪過が生理的即ち身體虛弱の結果なりしや、將意志薄弱の結果なりしや。

(ハ)憐愍を含みたる課罰をなすべきである。父母が自己の激情忿怒を以てするか、或は憎惡の心を以てするときは、子供は其の課罰を以て罪過の結果なりと見ず、父母の忿怒の結果であるとの感を懷かしむるか、或は又却て子供の反感を惹起する様なこととなつて、課罰の效能を減せしむるのである。

(ニ)罰は罪過の行はれたる時即座になすのが最有效である。即ち餘り久しき時期を経過せず觀面に行ふを可とする。併し又其の罪過の動機に因りては、暫く時を置いて後徐ろに課罰をなして、反省の時間を與ふることが有效なることがある。事宜により適當に行ふこ

とを必要とする。

子供の罪過を罰するに、其の罪過の種類、其の動機及其の子供の氣質の如何によりて、之に課する罰の方法も異にすべきである。大凡重き罪は強き方法に訴へ、輕きは弱き方法に依るべきであるが、又其の子供の氣質によりて、神經質の子供に對しては其の罪過の重きに係らず、必ずしも強き罰を課することが出來ぬ等のことがあるので、夫れ々々適當の罰を課すべきである。

今其の方法によりて罰の種類を分類せば左の如くである。

(一)自覺的(自然的)罰。是最自然にして而かも實效少くない。例へば父母の忠告に聽從せざる子供が、其の惡戯の爲に自然の結果として身體を傷け苦痛を感じるが如き是である。

而かれどもかゝる自然的の罰は、直ちに行爲の後に接して現はれな
いことがある爲に、行爲と其の結果(即自然的罰)との關係を認めしめ
難いことがある。且此の罰は其の來るや毫も假借する所なき故に、時
としては子供に對して恢復し難い缺損を與へて、餘りに悔悟の效な
きに至らしむることがあるのである。

(二)黙止的。顔色又は身振りによりて子供の罪過を指摘するので、頗る
有力なるものである。沈黙は口辯に優り、眼光の勢力は多辯を壓倒す
る場合少くない。父母の無言無聲の動作によりて、子供が罪過を改め
しむることを得るならば、是課罰の最高尙なる方法である。

(三)諭示的。若し無言の意志表示が何等の感應をも與へざるときは、茲
に言語に依るの罰を用ふべきである。之を分ちて左の二とする。

イ、譴責(叱責)をなすには語調嚴肅にして論理は正確なる可く、一言一句直ちに子供の心肝を貫く可きものなるを要する。

ロ、訓戒。は多くは罰には入らぬけれども、亦罰の意を含めることもあるのである。(前章参照)

(四)行爲的。以上の方法によりても効果を擧ぐる能はざるときは、始めて最後の手段として行爲に因る罰を用ふべきである。是實に最後の手段である。

イ、禁止的(快樂禁止、自由停止)子供の嗜好する食物の供給を中止し、或は朋友を訪問することを禁ずるが如き是である。其の他禁足談話差止め等種々ある。但し自由を停止する時日は餘り長きに失してはならぬ。長きに失すれば其の效力を薄弱ならしむるのである。

ロ、體罰。に關しては可否の議論一定しない。要するに之を適度に行ふに依り適所に用ふるによりて效力あるものである。若し之を用ふるに過度なれば、却て子供の自重心を消磨せしめ雄大の氣象を養ふに害がある。又之を利用することをなさざるときは、懲罰に緊縮力を缺くのみならず、子供の惡習慣を益々増長せしむる虞があるのである。

第十四章 家庭と學校との連絡

子供が學校に入る様になつては、家庭の父母たるものは、其の子供の教養上の事に關して大體學校に委せて善い譯である。只前章に述べ來りたる通り、知育なり訓育なりにつきて、家庭と雖學校教育の足らざる處

を補ひ、注意すべき點が多々あるのである。而して其の如何なる點に注意し、如何なる處を補ふべきかの實際に至りては、家庭と學校と氣脈相通じ相携提しなければならぬことである。其れには、第一に父母たるものは時々學校を參觀する必要がある。然るに我が國の學校には父兄の參觀は實に少い。餘り注意を學校に拂はない。中には家庭に於て學校教養の趣旨に反對する行動を行つて恬として顧みないものもある。又學校にて父兄會等の最も好機會が開けても出席者が多くない。かゝる状態は學校に取つては甚不便とする所である。其れで成る可く斯かる機會には父兄たるもの之に出席し、希望あらば學校の參考に供し、子弟教養の方向を誤らぬことに注意するのが肝要であると思ふ。斯の如く父兄が教育に熱中して來れば、學校に於ても大に奮發心を起し、兩々相須

て大に訓育の効果を奏するに至るであらうと思ふ。

茲に最注意を要するは、斯かる父兄會に出席したるとき、又は學校參觀をなしたるとき、父兄たるもの、態度が大切である。又家庭訪問を受けたるとき、態度も大切である。即ち父兄たるものは、學校及教師に對しては懇切なる態度を要する。十分胸襟を披くことを要する。父兄が包み隠して本當のことを言はぬか、動もすれば却て訪問者に對して反目することに至る等は宜しくない。其の他、又學校よりの通信簿等に對しても、相互の間ひ合せのことには、詰問的ならず相談的でなければならぬ。折角學校で懇切に子弟を教導しやうと努めて居るに拘らず、父兄が之に感謝の念を表せずして却て議論に涉るが如きことでは意志の疏通を欠く譯である。

家庭教育終

山鹿素行先生原著 文學博士井上頼園先生共譯
故陸軍大將伯爵乃木希典閣下閱并序 文學士有馬祐政先生

中國 中朝事實

四定價郵
六紙幣稅
紙幣金
數金八
三百六拾
頁拾圓壹
錢圓錢

歲月人を待たず。明治天皇かくれたまひてよりはや一週年となり、景仰の念益厚きを加ふ
而して乃木將軍の殉死を決せらるゝの時正に此頃にありしを思ひ、感慨うたゝ切なり。本
書は恰も昨夏稿を脱して、六七月の交は將軍の手に在り、其序文の加筆は實に先帝御不
例の日たりしなり。爾來嚴に修訂を積み校正を重ね、此の思出深き御一週年の辰に際して
之を世に公にす。其の内容體裁皆將軍の指示に従へり。蓋し將軍の精神は藏めて本書にあ
りといふべく、即ち本書は將軍が廣く天下に與へられたる遺書といふも過言ならず。將軍
の高節を追慕して已まざる諸君は必ず本書を愛讀せらるべし。

大正二年夏七月

長谷川參謀總長題目
井上文學博士序文
香川小次郎先生編選
(修身教授の寶典)

修身例話辭典

總紙定價送
紙數八圓貳拾
料金貳拾
美幣八圓貳拾
本頁拾貳
入箱錢

忠臣孝子偉人烈婦の事蹟が、學生の徳性を涵養し、又其道德的行動を指導するに與つて大に力あることは、老練なる教育者の一般に首肯する所なり。然れども、世上喧傳する所の例話の如きは、特殊のものを除き、餘りに人口に膾炙せる爲、却て其感化力を失へるもの多し。編者是に鑑みる所あり、廣く諸書を涉獵して、修身上の例話を選抜し、徳目に應じて之を分類し、教授者をして、時に從ひ機に應じて、其最も適當なるものを選択せしむるの便を圖れり。かくて本書は常に普通教育上の好參考たるのみならず尙又家庭に在りても軍隊に在りても、談話若くは講演の資料として最も重寶すべき良著述たるを失はず。

文學博士 小杉温邨先生著

皇后陛下の御聖徳

菊列和裝
定價金四十錢

日本女子大學教授 松浦政泰先生著

娘と妻と母

全洋裝美本
冊一 定價金六十錢

三土忠造先生著

親の罪

四六列洋裝
總價金五十五錢

田川大吉郎先生著

増刊 婦人の修養

菊列洋裝美本
定價金五十五錢

嘉悦孝子先生著

主婦と女中

菊列和裝
定價金三十錢

米國教育文學博士 西山哲治先生著

お花は如何にして教育すべきか

菊列和裝
定價金三十五錢

←(發行所)→

東京日本橋區目三丁目 金港堂書籍株式會社 振替口座 八八五一

東京音樂學校長湯原元一先生著 大正二年五月新版

都市教育論

洋裝

定價金七拾五錢 郵税金八錢

冷泉 藤原喜代藏先生著 大正二年八月新版

都市及田園教育

洋全箱 一册裝

定價金貳圓五拾錢 郵税金拾貳錢

大正二年九月七日印刷
大正二年九月十日發行

家庭教育 不許複製 定價金參拾五錢

著者 渡會連藏

發行所 金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代表者 原亮一郎

印刷所 合資三田印刷所

東京市芝區三田四丁目二番地

發賣所 金港堂書籍株式會社
——(五—八八座口振替)——

1226-48

終

